



Title	「夷苗」連帯の夢：「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝（中篇続）
Author(s)	吉開, 将人
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 169, 1（右）-65（右）
Issue Date	2023-03-27
DOI	10.14943/bfhhs.169.r1
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88629
Type	bulletin (article)
File Information	05_169_Yoshikai.pdf



[Instructions for use](#)

「夷苗」連帯の夢

——「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝（中篇続）——

吉 開 将 人

《目次》

- 一、はじめに
- 二、研究動向と問題の所在
- 三、郷里における楊砥中——家族史と社会的地位
〔以上、前篇〕
- 四、黔滇川三省境界地域の諸勢力と現地社会の実状
〔前篇続〕
- 五、成年期の楊砥中と郷里の武装勢力
〔前篇再続〕
- 六、「夷苗」請願運動への参加——「滇川黔辺区夷苗代表」の自称
〔以下、中篇〕
- 七、楊砥中来渝の背景——黔・滇夷族土目の連帯
- 八、貴州当局と中央の警戒——夷族エリートの請願運動から「夷苗」の広汎な覚醒へ

「夷苗」連帯の夢

九、「滇黔川三省土司民衆駐京代表」——表舞台への浮上

〔以下、本篇〕

(1) 蔣介石との面会

(2) 請願運動同志たちの動向

(3) 「夷苗」参政要求

(4) 高玉柱の死と楊砥中

十、「西南辺疆土司民衆駐京代表」——高玉柱の継承者

(1) 蔣介石との二度目の面会——「四年来工作報告概要及請求事項」の提出

(2) 高玉柱の遺志継承——辺境宣慰・参政要求

(3) 涼山との所縁——地域ネットワークの拡大

(4) 教育への関与——「西南辺疆私立石門坎初級中学」董事長

(5) 小結——「夷苗」請願運動から「夷苗」民族運動へ

十一、連鎖と連帯——期待と警戒

〔以下、続篇〕

十二、「国大代表」——制憲国民大会への参加

十三、国共内戦——嫌疑をかけられた「夷苗」の領袖

十四、西昌戦役と楊砥中——公署委員として夷族「起義」頭人に保護される

十五、一九五〇年の三省境界地域——西南「剿匪」と楊砥中の縁故者たち

十六、北京・成都における楊砥中の足跡

十七、結論——「夷苗」の連帯と分断

本研究では、非漢民族（中国少数民族）の集住する西南中国において二十世紀前半に活躍した、貴州省の夷族（現彝族）エリート^①の楊砥中という人物に注目し、これまで歴史に埋没してきたこの人物の事跡を、政治社会的動向と関連付けながら、中国近代史の一部として掘り起こす試みが続けてきた。伝統的世襲土司家系（且蘭楊氏）後裔として出生した楊砥中は、中国共産党（以下「中共」）の中国工農紅軍（以下「紅軍」）の通過（長征）を契機に、黔（貴州）・滇（雲南）・川（四川）境界地域（以下「三省境界地域」）の実力者の一人として蔣介石（中正）派遣の中央軍と接点を持つに至った。また元々首都南京で始動した「夷苗」請願運動の影響が日中戦争下で貴州に及んだ結果、その刺激を受けて郷里を離れて重慶に入り、一九三八年九月以後、請願運動の一員として、他地域出身の夷族エリートたちと共に、積極的な活動を展開させたのである^①。

その結果、楊砥中には世間の関心が向けられ、その名はここに至ってようやく各種史料に記録され始めることになる。これらの史料を考証して史実を明らかにし、それらを時系列に沿って組み立てていくと、抗戦下の西南中国で活躍した楊砥中の知られざる人生が見えてくる^②。三省境界地域の実力者から「夷苗」の領袖へ、楊砥中が抬頭した過程について、以下で明らかにしたい。

「夷苗」連帯の夢

九、「滇黔川三省土司民衆駐京代表」——表舞台への浮上

前稿で論じたように、楊砥中は郷里の三省境界地域の夷族エリートたちに推挙され、郷里を離れて重慶に向かい、一九三八年九月には、雲南省北勝（現麗江市永勝県）の土司家系後裔の高玉柱を中心とする「夷苗」請願運動に加わり、「滇川黔辺区夷苗代表」の名義で蒋介石を含む政府中枢に陳情書を提出するに至った。その際、彼らはそれぞれに「代表」を自称し、連署して「西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処」の設立について公式な承認を得ようとしたが、政府中枢はそれを退けたのである。^③

ここに至るまでの時期の「夷苗」請願運動についての研究は、近年きわめて盛んである。ところが、その圧倒的多数は、当時の運動を率いた高玉柱に焦点を絞って検討を加えている。楊砥中の「夷苗」請願運動への参加については多くが言及するものの、その実態については未解明な点が少なくない。^④ 楊砥中の活動はいかなるものであったのか、それは高玉柱が主導した「夷苗」請願運動といかなる関係にあるものだったのか、以下で検討を試みたい。

（1）蒋介石との面会

一九四〇年九月二四日、重慶発行の新聞紙面に、「滇川黔三省土司民衆代表」楊砥中が、前日（九月二三日）の朝、国民政府軍事委員会委員長の蒋介石と面会して、「西南夷苗の近況を報告し、領袖（蒋介石）の抗戦建国策を忠実に支持することを表明して、蔣委員長から称賛激励を受けた」ことを伝える、小さな記事が掲載された【写真】^⑤。それは、



写真1 楊砥中と蔣介石との
面会記事 (1940年9月24日)

蒋介石が中国国民党（以下「国民党」）中央執行委員會臨時常務會議に参加する前のおそらく相当に短い時間の面会に過ぎず、彼はまたその日における三十餘名の面会客のうちの一人でしかなかったようである。⁶しかし、この出来事は楊砥中の郷里でも評判になり、三省境界地域で彼の名声を高めたという。⁷

この楊砥中と蒋介石との面会は、高玉柱率いる「夷苗」請願運動の一員としての蒋介石に対する初めての陳情からおよそ二年目のことであり、また重慶を支えた「援蔣ルート」の遮断を目指す日本軍が北部仏領インドシナ（以下「仏印」）に進駐したのと奇しくも同日の出来事であった。そして何よりも、これは楊砥中にとって、生涯で総計四回に及ぶ蒋介石との面会の、初回に位置付けられる出来事だったのである。

蒋介石との面会は、楊砥中たちを率いた高玉柱さえ、いまだ実現していないものであった。前稿で論じたように、彼らによる政府中枢との最初の接触の試みは、蒋介石に送った一九三八年九月十日の七人連署の呈文（上申書）による陳情である。⁸武漢駐在の蒋介石からの高玉柱たちに対する回答内容によれば、彼女らは前線の武漢に赴いて面会して訓示を得ることを求めたものの、それが婉曲的に退けられたことが判明するが、その後改めて面会が実現したことを示す史料は見出されない。「夷苗」請願運動の人員の中で、蒋介石と最初に面会する機会を得たのは、楊砥中だったと理解されるのである。

これに関連して注目されるのは、一九四〇年十月二十六日に国民政府軍事委員會が行政院に送った公函に添付された二つの文書のうちの一つである。公函の本文文末には「附組織大綱及推定書各一件」とあり、これが「推定書」とされ

「夷苗」連帯の夢

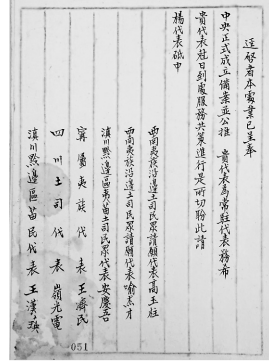


写真2 「推定書」

司民衆が推挙して、中央社会部と内政部に報告する(10)する手掛かりとなる。

一方で、これら二つの文書を添付した、国民政府軍事委員会から行政院宛ての公函には、楊砥中が「滇黔川三省土司民衆駐京代表」の名義で軍事委員会に宛てた呈文の一部が引用されており、その呈文が以下のような内容であったことがわかる。

滇黔川三省土司民衆駐京代表の楊砥中からの民国二九(一九四〇)年十月の呈文に以下のようにあります。「西南夷苗……各地は、代表に託して南京に向向いて陳情させ、「代表たちはその後」前後して重慶に至りました。

……あれから二年して、敵軍が南下、仏印は弱体化して、やがて東北(満洲)の戦火が、西南中国の怒りの炎に火をつけようとしています。今はまさに私たち夷苗が忠義をもって国家への貢献をすべき時です。そこで西南中

全国各地の代表たちは、正式にわたくし〔楊砥中〕を〔彼らの中の〕駐京代表に推挙し、以後〔各地の代表たちは〕次々と重慶にやって来て、組織的な活動を宣伝することに従事しています。わたくしは推挙の日から、身を慎み、必ずや忠義に厚く勇敢な〔夷苗〕民族の力を發揮させ、敵が侵略して来る中、中央からの高配を受け、国家に貢献させるといふ一途な思いで、微力を尽くし、この願いを実現させようとしています。上意を下々に伝達する利便のためには、固定機関を設けて、専任で辺境各地の夷苗土司を管轄し、辺境各地の学生の内地への進学を管轄すべきです。ここに「西南夷苗土司民衆駐京辦事処大綱」を用意し、審査の上で許可を賜りたく、提出する次第です」⁽¹¹⁾と。

この直前の九月における蔣介石との面会に際しても、楊砥中が「滇黔川三省土司民衆駐京代表」の名義で、「常駐代表」としてこれと同様な主張をし、「固定機関」として「西南夷苗土司民衆駐京辦事処」の設立承認を求めたことが推測される。⁽¹²⁾

以上のように、楊砥中は高玉柱たちに推挙されて重慶常駐代表となり、一九四〇年九月から十月にかけて、蔣介石との面会を実現させた上で、二年前に求めても得られなかった辦事処の設立について、名称を「西南夷苗土司民衆駐京辦事処」に変え、自らの「常駐代表」としての地位と合わせ、公認するよう陳情した。ところが、彼らにとって一九三八年の試みの再挑戦と言うべき行動は、当局に先例の確認を行わせたに過ぎず、結局は前回の結論が踏襲され、再び「門前払い」されてしまったのである。⁽¹³⁾

しかし、今回の楊砥中の陳情は、辦事処の設立承認にとどまらない内容を含んでいた。国民政府軍事委員会から行

「夷苗」連帯の夢

政院に前掲の公函が送られたの同日、一九四〇年十月二十六日に、国民政府文官処が、同月二四日の国民政府からの指示を踏まえ、国防最高委員会秘書庁に送った公函の函稿が残されている。そこには、「滇黔川三省土司民衆駐京代表」の楊砥中が、「百二十名と規定している国民参政会参政員の定員のうち、特別に定員八名を指定し、滇・黔・川・康〔西康〕四省の夷苗の参政員とする」ように陳情してきたことが言及されており、それが楊砥中による呈文の中のもう一つの内容であったことが判明する。今回の楊砥中の陳情は、辦事処の設立承認だけにとどまらず、「夷苗」参政要求を含むものだったのである。

(2) 請願運動同志たちの動向

この楊砥中と蒋介石との面会、呈文での陳情に関し、第一に検討すべき問題は、なぜ高玉柱ではなく楊砥中が常駐代表に推挙されたのか、なぜ楊砥中が蒋介石の面会対象になったのか、という点である。

これについては、高玉柱のこの時期の動向を探ることで一定の答えを見出せる。実際のところ高玉柱たちは、当時重慶を離れて辺境各地で実地に活動を展開しようとしていた、もしくはすでに展開しつつあったのである。

高玉柱は、「夷苗」請願運動の同志の一人である喻杰才（雲南省麗江〔現麗江市〕出身、雲南陸軍講学校第十七期、現納西族）とともに、日本軍による仏印進駐によって西南中国が危機にさらされていることを理由として、一九四〇年十一月、国民党總裁蒋介石に対し、宣慰（宣撫工作）を目的として彼らを辺境に派遣するよう、呈文によって陳情する。西南辺境に宣慰団を派遣することを高玉柱たちが主張したのは南京での「夷苗」請願運動に始まり、国民党中央としてもすでに一九三九年十二月には「辺疆宣慰団」を組織することを決定済みであった。こうした経緯で、高玉

柱・喻杰才は一九四〇年十二月に重慶から雲南に入り、翌一九四一年三月に雲南省政府主席龍雲に面会を果たし、同年九月に龍雲を主任とする前線軍事機構である軍事委員会委員長昆明行營（以下「昆明行營」、一九三九年十二月成立）の下に「国民政府軍事委員会委員長雲南行營边疆宣慰團」（以下「辺宣団」）が成立して、その団長・副団長に就任したのである。⁽¹⁵⁾

辺宣団は抗戦を目的とした組織であり、一九四二年六月頃には正式な活動を開始、雲南と仏印・英領ビルマ（現ミャンマー）との国境地帯の非漢民族と連携し、現地に游撃隊を組織して抗日に貢献させることが目指された。ところが、重慶から送り込まれた彼らを警戒する龍雲はその活動を支持せず、結局のところ期待された成果はほとんど得られなかったようである。⁽¹⁶⁾

以上の関連記事には一貫して楊砥中の名前は現れず、彼は当時の辺宣団の現地活動には参加しなかったと判断される。辺宣団にその一部人員が合流する貴州における「西南夷苗民族解放大同盟」（一九四〇年秋成立）の活動、およびそれに敵対した動きを見せた貴州での夷族土目安慶吾たちの活動、そしてそれらを警戒した当局の監視対象（一九四一年七月）にも、楊砥中の名前は見えない。⁽¹⁷⁾

「夷苗」請願運動の他の同志たちについて見るなら、貴州省水城县以角（現畢節市納雍県新房彝族苗族郷以角村）の夷族土司家系後裔である安慶吾は、一九四〇年九月に郷里の「苗夷」学生を重慶まで引率した後、地元当局からの嫌疑を避け、郷里に戻らず、重慶から雲南省鎮雄県（現昭通市鎮雄県）に逃れたとされる。⁽¹⁸⁾ また、西康省涼山の越嶲県田壩（現四川省凉山彝族自治州甘洛県）の夷族土司家系後裔である嶺光電も、一九三九年十一月以来、抗戦幹道としての楽西公路（乐山―西昌間）の建設工事を、郷里において指揮しており、一九四〇年五月以後は、西康省が彼の郷

「夷苗」連帯の夢

里に設置した「映田特別政治指導区」で国民党副團長の任にあった。⁽¹⁹⁾さらに、同越嶲県（現涼山彝族自治州越西県）の有力夷族家系の王濟民もまた、西康省が涼山に新設した「拖烏特別政治指導区」の国民党副團長の任にあったという。⁽²⁰⁾

要するに、楊砥中が「西南夷苗土司民衆駐京辦事処」の常駐代表に推挙された時期、「夷苗」請願運動の同志たちは、いずれも重慶を離れて各地で実際の任務にあるか、これから辺境に派遣されようとしていた、あるいは密かに潜伏せざるを得ない状況の中にあつたのである。楊砥中が常駐代表になり、蔣介石との面会対象となつたのは、単純にこの時期彼だけが専ら重慶を活動の場としていたという理由によるものと理解される。

(3) 「夷苗」参政要求

国民参政会

一九四〇年九月から十月にかけて楊砥中が実現した、蔣介石との面会、呈文での陳情に關し、第二に検討すべき問題は、「国民参政会」に滇（雲南）・黔（貴州）・川（四川）・康（西康）四省の「夷苗」定員を確保することを求めるという、「夷苗」参政要求がなされている点である。

前稿で論じたように、楊砥中は、高玉柱率いる「夷苗」請願運動の一員として重慶に登場した一九三八年九月、地元貴州省西北部出身の安慶吾と二名連署で独自の呈文を用意し、政府中枢に対して陳情を行つており、それには各地夷族土司家系後裔たちも推挙状を添えていた。ところが、そこで求められていたのは、辺境統治の改善（統治問題）、自衛・国防参加の承認（軍事問題）、「夷苗」教化振興（教育問題）、⁽²¹⁾ 辺境開發（經濟問題）という四つの項目であり、

参政要求に関わる項目は含まなかった。楊砥中は、蒋介石との面会、呈文での陳情に先立って、一九四〇年八月に自身の論文を雑誌に投稿しているが、そこに反映されたのもこれら四つの項目であり、参政要求は含まれていない。⁽²²⁾一九四〇年九月から十月にかけて唐突に現れたこの要求は、楊砥中本人の参政意欲を反映するものだったのだろうか。

実は、これをさかのぼること二年前、一九三八年九月三十日に、楊砥中を含む「夷苗」請願運動の同志たちが、高玉柱を除く六人連署で、高玉柱の履歴書を附し、高玉柱を「国民参政会参議員」に推薦したことがあった。⁽²³⁾これは重慶での彼らによる「夷苗」請願運動の始動時期に相当する。それは、当初から国政に高玉柱を代表者として送り出すことを目指していたのである。当時、その陳情を受けた国民政府文官処からの問い合わせに対し、行政院院長の孔祥熙は、「国民参政会条例」と符合せず、欠員の補充をしないことを中央は決定済みであることを理由として、却下する判断を同処に示している。⁽²⁴⁾この時点での「夷苗」参政要求は、実現しなかったのである。

二年後の一九四〇年十月に、同じく国民参政会について楊砥中が試みた滇・黔・川・康四省の「夷苗」定員八名確保の要求は、前回のこの失敗を踏まえた再挑戦であったに違いない。そしてそれが四省の「夷苗」定員について求められていることから見れば、今回は高玉柱のみならず、おそらく楊砥中を含めた四省出身の「夷苗」請願運動の「七同志」全員についての参政要求であったと解釈されるのである。

国民参政会とは、孫文がかつて構想した建国の三段階（軍政・訓政・憲政）のうち、国民党一党独裁の「訓政」に相当する段階に、国民政府が将来の憲政導入に向けて設置した過渡期の諮問機関である。成立の契機となったのは、抗戦とそれが生み出した第二次国共合作的状況によるものであった。首都南京陥落後に党と政府機関の疎開先となった武漢において、一九三八年七月に第一屆第一次大会が開会したのである。開会に先立ち、「国民参政会組織条例」と

「夷苗」連帯の夢

人選が、国民党中央執行委員会での決議、国民党総裁蔣介石の承認を経て、一九三八年四月には早くも公布されていた。定員は、当初総数百五十名（うち蒙古^{モンゴル}四名・西藏^{チベット}二名、および各団体代表五十名）であったが、同年六月に総数二百名（うち蒙古四名・西藏二名、および各団体代表百名）に増された。そして同年九月三十日には、重慶で初の開催となる第二次会議を翌十月二八日に開会することが発表されたのである。⁽²⁵⁾この発表と同日に行われた「夷苗」請願運動の六代表による高玉柱の推薦は、国民参政会参政員という参政の道が現れ、その定員が大幅に増え、重慶での初回会議が目前に迫る中で行動に移されたものであった。そしてそれは、間接的にはおそらく蒙蔵代表枠の存在に刺戟されたものであり、直接的には定員増で百名となった各団体代表の枠での参加実現を企図していたと推測されるのである。

この二年後の一九四〇年十月の楊砥中による「夷苗」参政要求を含めた陳情も、国民参政会の展開を見るなら、それがまた絶妙な時期に行われていることが読み取れる。実は、楊砥中と蔣介石との面会がなされた一九四〇年九月二三日には、楊との面会后に引き続いて官邸で開催された国民党中央執行委員会臨時常務会議において、第一屆国民参政会が翌十月に任期満了となることを踏まえ、定員増をした上で第二屆国民参政会を開催すること、また同年十一月中に（参政員の選定を含む）全ての手続きを終えることが決定されていたのである。そしてこの方針は同年九月二六日に発表された。同日公布の「修正国民参政会組織条例」によれば、定員は総数二百二十名（うち蒙古四名・西藏二名、および各団体代表百十八名）にまで増されたことがわかる。⁽²⁶⁾つまり、楊砥中によって「百二十」「百十八？」名と規定している国民参政会参政員の定員のうち、特別に定員八名を指定し、滇・黔・川・康四省の夷苗の参政員とする」ことを求める陳情がなされたのは、まさにこの決定を踏まえたものと見られるのである。

すなわち、一九四〇年十月の楊砥中による「夷苗」参政要求は、国民参政会が再始動することが発表され、定員が増えて参政員の補充が期待され、次回会議が目前に迫る中で行動に移されたものであった。そしてそれは、やはり間接的には蒙藏代表の枠があることに刺激されたものであり、直接的には定員増で百十八名となった各団体代表の枠で参加実現を企図していたと推測される。「修正国民参政会組織条例」では、第四条第四項に各団体代表枠の参政員選出について特別な規定が新たに設けられ、「国防最高委員会が、参政員とすべき定数に照らし、候補者を提案し、中国国民党中央執行委員会に提出して選定を求める〔指名する〕」ことが定められているからである。²⁷⁾この時期の「夷苗」請願運動が、常駐代表の楊砥中を中心として、政府中枢に対し二年ぶりに積極的な接近を図ったのは、こうした事情に關係していると理解されよう。

楊砥中の陳情を受けた国民政府が、一九四〇年十月に「国防〔最高〕委員会に送って参考に付す」という判断をし、実際にその呈文が国民政府から国防最高委員会に転送されたことまでは判明するが、その先は不明である。ただし歴代参政員の名簿には、楊砥中はもちろんのこと、高玉柱の名前も存在しない。²⁸⁾国民参政会について見れば、「夷苗」参政要求はまたしても失敗に終わったと理解すべきであろう。

前提としての国民大会

しかしながら「夷苗」参政要求は、国民参政会をめぐる失敗で終わるものではなかった。国民参政会は、それに先んじて準備が進められていた「国民大会」の召集が延期される中、抗戦下で召集された諮問機関に過ぎなかったのである。「夷苗」参政要求も元来は国民大会の代表選出を目指して展開されていたのであり、過渡的な性質を持つ国民参

政会への参加が実現しなかった後も、将来的に召集されるであろう国民大会の代表選出をめぐり、さらに継続的に推進されていくことになる。

国民大会とは、孫文がかつて「国民政府建国大綱」において、憲法を制定して中央の統治権を行使する民意機関であると定義し、そこで制定された憲法の下で全国総選挙が行われて政権は民選政府に移譲され、建国大業が完成される、と構想したものである。過渡段階の政治体制である国民党一党独裁の「訓政」は、憲法制定のための国民大会（制憲国民大会）を開催して国民の代表が憲法を制定することをもって終了し、中華民国の政治体制は、以後「憲政」へと移行するとされていた。国民大会は、実際には抗戦勝利から一年あまりを経た一九四六年に首都南京でようやく開催の運びとなるのだが、それよりもはるか以前、実に一九三五年から何度も召集が予告されながら延期を重ねてきたのである。²⁹

前述したように、楊砥中の主張として「夷苗」参政要求を確認できるのは一九四〇年の国民参政会をめぐるものが初めてであるが、「夷苗」請願運動の中で参政要求自体は、一九三六年に南京でそれが始動した当初から、国民大会を目標として明確に存在していた。³⁰そして、上記の楊砥中による国民参政会の陳情がなされた一九四〇年にも、それに先立つ五月に、高玉柱・喻杰才が「西南辺疆土司夷苗民衆請願代表」名義で行政院に呈文を送り、「国民代表大会」（国民大会）について、蒙古・西藏代表選出に倣い「西南辺疆各地選挙」を規定して「真正之土司夷苗代表」が参加できるようにすること、地域区分と人口比率に照らして公平な定員を設けること、然るべき人材を代表に充当することなど、きわめて具体的な「夷苗」参政要求をしていたのである。³¹

この当時には、一九四〇年十一月が国民大会の召集予定として設定されていたから、高玉柱らの参政要求は、そ

した日程を踏まえてなされたものであったに違いない。ところがこの予定は、奇しくも楊砥中と蔣介石との面会がなされた一九四〇年九月二三日に中央執行委員会臨時常務会議で再延期が決定され、先述の国民参政会の再始動の決定とあわせて発表されたのである。⁽³³⁾一九四〇年五月に高玉柱・喻杰才からの呈文を受けた行政院が、その呈文を「国民大会代表選挙総事務所」に転送したことまでは確認可能であるが、⁽³⁴⁾以後については召集延期により、棚上げになったと推測される。高玉柱たちも、一九四〇年九月に再延期の速報に接したに違いない。「夷苗」請願運動において当面の目標が、同年十月に国民参政会へと突然変化したのは、当然の結果と言えるのである。⁽³⁵⁾

(4) 高玉柱の死と楊砥中

以上において、一九四〇年の楊砥中による蔣介石との面会、常駐代表としての各種陳情内容について検討を試みた。その結果、懸案の辦事処の公認はまたしても得られなかったこと、以前からの陳情を踏まえてようやく辺宣団は実現したのだが、それも期待された実績は得られなかったこと、今回の陳情のもう一つの内容であった参政要求も達成されなかったことなどを確認した。楊砥中はこの時、「常駐代表」としてほとんど成果を上げることができなかったのがある。

楊砥中にとつて、その後も不幸な出来事が続いた。一九四〇年夏以前においては、高玉柱・楊砥中の住居でもあった非公認の辦事処（重慶夫子池八三号）が「夷苗」請願運動の拠点だった。ところが、楊砥中が「西南夷苗土司民衆駐京辦事処」の公認と「滇黔川康四省の夷苗の参政員」についての参政要求をした一九四〇年十月の呈文には、「重要な文書は夫子池八三号において爆弾で焼かれた」という記述が見える。同年夏から十月にかけての、おそらく楊砥中



写真3 雲南永勝の高玉柱墓所（墓は写真中央）

と蒋介石との面会前後の時期に、そこが日本軍の空襲によって焼失したことが推測されるのである。⁽³⁶⁾

楊砥中はこの当時、郷里においても手痛い打撃を受けている。上記呈文が国民政府に送られた数日後と見られる一九四〇年十月二十六日（一説に十一月七日もしくは二六日）に、彼の拠点であった三省境界地域の林口の街（現貴州省畢節市七星関区林口鎮）が紅軍残党の「土匪」（緑林）に脅かされるという出来事が起きたのである。急遽、現地に戻った楊砥中は、民団を率いて戦いを挑んだのだが、十月二八日完敗を喫した（箱子廠の戦闘⁽³⁷⁾）。これにより、彼の郷里での威信は大きく傷ついたに違いないのである。

さらに追い打ちをかけるように、「夷苗」請願運動の牽引者であった高玉柱が、一九四二年九月二十日、雲南省の中越国境付近で急逝する⁽³⁸⁾【写真3】。現地で辺宣団の任務を引き継いだのは喻杰才とされるが、それを指揮した昆明行営主任の龍雲が辺宣団の終結を一九四三年一月に蒋介石に報告した電文が存在する⁽³⁹⁾。また喻杰才も病気のために一九四六年に昆明で死去したことが伝えられている⁽⁴⁰⁾。次々と襲った不幸な出来事は、楊砥中に、その後いかなる影響を及ぼしたのだろうか。

十、「西南辺疆土司民衆駐京代表」——高玉柱の継承者

管見の限り、高玉柱の急逝を受けて、残された請願運動同志たちがこの時期に重慶に再結集して何らかの善後策を協議したことを示す史料は見当たらない。その後の「夷苗」請願運動の実態についても多くが未解明であり、これ以前の活動との関係も明確ではない。しかしながら、以下に見るように、関係史料を収集して考証を重ねるなら、苦況がかえって楊砥中を高玉柱の継承者としての地位にまで押し上げ、またそのことが一九四〇年代半ばにかけて「夷苗」請願運動にさらなる展開をもたらしたことが明らかになる。

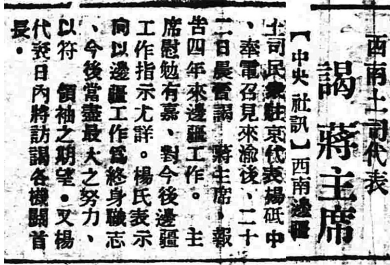


写真4 楊砥中と蔣介石との二度目の面会記事 (1945年1月23日)

(1) 蔣介石との二度目の面会——「四年來工作報告概要及請求事項」の提出

一九四五年一月二二日朝、楊砥中は「西南辺疆土司民衆駐京代表」を自称して、重慶で蔣介石に再び面会し、報告と陳情を行った⁽¹⁾【写真4】。面会に際し、楊砥中が用意して同月二十日に軍事委員会委員長侍從室に提出した摘要(レジュメ)⁽²⁾には、以下の内容が記されていて、この時の面会内容をうかがい知ることができる【写真5】。

「西南辺疆土司民衆駐京代表楊砥中が委座(蔣介石)に謁見するに際しての報

「夷苗」連帯の夢

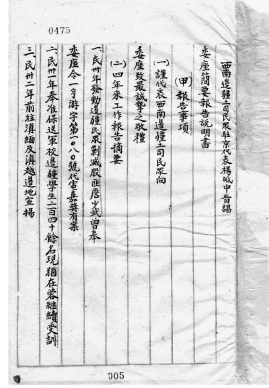


写真5 「四年來工作報告概要及請求事項」

告概要説明書

(甲) 報告事項

- (一) 西南边疆土司民衆を代表して委座に衷心よりご挨拶。
- (二) 四年來の活動報告概要。

一、民国三十(一九四二)年に边疆民衆を動員して匪賊の詹少武(詹紹武)を殲滅し、委座から直々に「游字第一〇八〇号代電〔快郵代電〕」でお褒めの言葉をいただきました。

二、民国三一(一九四二)年に許可を受けて边疆〔夷苗〕学生二百四十名あまりを推薦して軍事学校〔中央陸軍軍官学校〕に送り、目下なお成都で訓練中です。

三、民国三二(一九四三)年に雲南省とビルマ〔現ミャンマー〕・ベトナムとの国境地域に行つて、委座の人徳について宣伝し、边疆民衆が祖国に忠実となり、日本の侵略者や〔日本に協力する〕タイ国の奸計に乗らないように意識させました(附…雲南边疆各土司および边疆民衆に送つた文書一通)。

四、民国三二(一九四三)年に边疆民衆の械闘事件十件あまりを調停し、すでに各県において解決しました。

五、民国三三(一九四四)年に〔貴州省〕威寧県〔現畢節市威寧彝族回族苗族自治县〕の石門坎に边疆中学を創設しました(附…創設時の記念冊子一冊)。

六、民国三三(一九四四)年に貴州西部各県の民衆が誤解により事件を起こした際、「委座に」報告して指示を求めました。

七、民国三三（一九四四）年に〔西康省〕涼山土司の安良臣を背後で支援し、〔不時着した〕アメリカ空軍パイロットを保護して、無事帰還させました。

(乙) 要請事項

(一)〔国民政府〕指定枠の国民大会代表の〔定員〕二百四十名の総数のうち、二十名を西南边疆土司夷苗代表に割り当てることを要請（すでに国民大会選挙総事務所に申し入れ、〔回答として同事務所から〕「拳総字第三八九号批示」があり、とりまとめて国民政府に審査申し入れ済みとのこと）。

(二)〔わたくし楊砥中を〕「川滇東路〔公路〕民衆護路指揮」に任命し、平時には公路を保全して安全を図り、戦時には游撃に参加させることを要請（具体的方法についてはすでに親展状で申し入れ済み）。

(三)特定の機関や専門家を指定し、边疆の人士と随時連絡を取って边疆の実情が政府に伝わるようにすることを要請。

(四)特別許可を与え、陸軍大学〔中央陸軍軍官学校〕および政治大学〔中央政治学校〕の二校に、ふさわしい資格と経歴をもつ边疆〔夷苗〕の人員二人を毎年入学させて訓練し、広く人材育成することを要請。

以上の要請四項目の当否につき、それぞれご指示を賜りたく、謹んで蔣〔軍事委員会〕委員長に陳情いたします〔附属書類二点〕。西南边疆土司民衆駐京代表楊砥中。中華民國三四（一九四五）年一月二二日。⁴³

これらの報告・要請内容から、高玉柱の死後、一九四〇年代前半の楊砥中の動静について多くの手掛かりが得られる。また要請四項目に対しては、同年一月三十（三一？）日に侍従室の陳布雷によって検討され、蒋介石からは同年

三月十三日に楊砥中に対して回答が送られたことも確認できる。⁽⁴⁴⁾以下では、それらに関する幾つかの論点について検討し、この時期の楊砥中の活動に対する歴史的評価を試みたい。

(2) 高玉柱の遺志継承——辺境宣慰・参政要求

第一に注目すべき内容は、「四年來の活動報告」の第三項目に見える滇緬・滇越国境での宣慰活動である。上述のように、同地域で辺宣団を率いて宣慰活動を試みていた高玉柱は一九四二年九月に死去し、それを指揮した昆明行営主任の龍雲が宣慰団の終結を一九四三年一月に蔣介石に報告している。

一方で、その直後に、引き続き経費を発給して辺宣団を活動継続させる意思を蔣介石は龍雲に示しており、また一九四三年七月に、楊砥中の名前は欠くが、雲南辺境での昆明行営辺宣団の活動についてラジオ放送がなされたことが知られるほか、楊砥中本人が一九四三年冬に雲南辺境土司たちに対して宣慰活動を行ったこと、それがタイ国の雲南辺境での大タイ主義的宣伝に対抗したものであったことを、一九四五年四月に記者の取材に答えた新聞記事も残る。⁽⁴⁵⁾なおも詳細は不明だが、楊砥中が高玉柱の死後直ちに昆明行営宣慰団の一部事業を引き継いだ可能性は高いと思われる。

第二に注目すべき内容は、「要請事項」の第一項目に見える「夷苗」参政要求である。その具体的中身は、前章で見た一九四〇年五月の高玉柱・喻杰才による国民大会への「夷苗」参政要求、さらにはその代替としての同年十月の楊砥中による国民参政会への「夷苗」参政要求と軌を一にしている。それは、高玉柱の遺志を継承したものであったと理解すべきであろう。

楊砥中による「(国民政府) 指定枠の国民大会代表の〔定員〕二百四十名の総数」という今回の文言が、この段階において有効であった「修正国民大会代表選挙法」(一九三七年五月公布) 第二条第四項、すなわち国民大会の代表定員枠の一つを「国民政府によって指定された者、二百四十名」と規定した内容に対応していることは確実と見られる。これより先、一九四三年の中国国民党第五届中央執行委員会第十一次全体会議では、「戦争終結後一年以内に、国民大会を召集し、憲法を制定して公布する」ことが議決されていた。⁽⁴⁷⁾ 一九四五年一月におけるこの参政要求は、楊砥中が抗戦勝利を確信し、戦後の国民大会召集に向けていち早く動いた結果として理解すべきである。

この参政要求に対し、一九四五年三月に蒋介石は楊砥中に「快郵代電」を送り、「国民大会代表の選出は、おもに省ごとに行っており、変更できないが、辺境人民〔夷苗〕の代表に配分するために、すでに内政部に命じ、〔夷苗〕所属の各省の〔区域選挙枠として〕規定された〔各省〕定員内で、運用して配分することについて斟酌するよう検討させている」と暫時の回答を示した。⁽⁴⁸⁾ 従来「夷苗」参政要求は、定員規定に含まれないことを理由として、また特別地域である蒙古・西藏とは性質が異なるという認識によって、言わば「門前払い」を当局から受け続けてきたが、ここに至ってようやく希望の光が差したのである。

そして、楊砥中が蒋介石から直々にこの回答を得たことは、西南中国の「夷苗」社会に大きな衝撃を与えた。貴州・雲南省出身で在重慶の苗族エリートたちが、この情報に接して刺激を受け、一九四五年四月頃にはそれぞれに苗族独自の参政要求に立ち上がったことが確認できるからである。⁽⁴⁹⁾ 【写真6】。この時すでに楊砥中は、西南中国の広汎な「夷苗」ネットワークの中にいたことがうかがわれる。

もともと、国民大会そのものについては、以後もなお延期を重ね、一九四五年五月に蒋介石は中国国民党第六次全

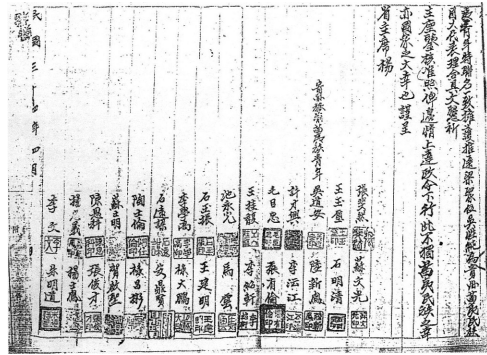


写真6 「貴州旅渝苗夷民族青年」の参政要求 (1945年4月)

国代表大会で同年十一月の召集を発表したものの、国防最高委員会は一九四六年五月に再変更することを決定、国民政府によって四回目の延期としてその決定が公表されるという経過をたどることになる⁵⁰。その過程で、楊砥中や所縁の各地「夷苗」エリートたちは、引き続き粘り強く「夷苗」参政要求を展開していくのである。

(3) 涼山との所縁——地域ネットワークの拡大

楊砥中による蒋介石との面会について第三に注目すべきものは、「四年来の活動報告」の第七項目として、一九四四年に西康省涼山でアメリカ空軍パイロットを保護したことが述べられている点である。涼山地域については、本研究でのこれまでの議論においても、西南中国における夷族集住地域の一つとして、高玉柱の宣慰工作との関係、あるいは「夷苗」請願運動の「七同志」のうち、土司家系後裔の嶺光電、および白夷家系の有力者であった王済民との関係で度々言及することがあったが、貴州省出身の楊砥中の活動には全く関係するを見なかつた土地である。

西康省が現在の四川省西部と西南部を割いて、独立した省区として正式に成立したのは、一九三九年一月のことである。涼山はそれによって四川省から西康省に帰属変更となった。涼山地域を含む西康省南部は、同省の中でも「寧属」という地域名称を持ち、中心都市は西昌県（現四川省凉山彝族自治州西昌市）であった。抗戦下、戦時首都重慶

と東南アジアとを結ぶ交通の要衝として、また依然として勢力を保つ旧軍閥、雲南省政府主席であった龍雲や西康省政府主席であった劉文輝を牽制・監視する軍事拠点として、西昌は重要な都市であった。当時、涼山は高い戦略的価値を認められた地域だったのである。⁽⁵¹⁾

このため当地は、重慶などの大都市と同様に日本軍の空爆対象となり、その結果、中国の同盟軍である米軍戦闘機も繰り返し飛来し、それにともなつて意図せぬ不時着事件も相次いでいた。楊砥中の報告内容は、以上のような背景の下で起きた出来事に関係するものとして、十分に理解可能である。

この時期における米軍パイロットの涼山への不時着事件と涼山夷族との関係については、趙崢氏による詳細な検討があり、この問題について考察する上できわめて有益である。これを参照すると、一九四四年には確かに複数回の不時着事件があり、米兵が保護された事例もあつたことが確認できる。⁽⁵²⁾ しかしながら、小文筆者の手元の材料では、それらへの楊砥中の関与は不明で、また楊砥中の報告内容に関係者として見える「涼山土司の安良臣」という人物についても手掛かりがなく、とりあえずはこれ以上の考証は暫時棚上げにせざるを得ない。

ただし、関連する史実が確認できないわけではない。この事件の十年後の涼山において、中共政権下で行われた「少数民族社会歴史調査」⁽⁵³⁾に際し、以下の故事が現地での口述として得られている。

一九四二年、貴州の楊繼忠土司は安登文を連れて重慶に行き、蔣介石と于佑任〔于右任〕に面会した。安登文は重慶で涼山の状況を誇張して話し、また〔四川から雲南にかけての〕大涼山と小涼山の彝族同胞を組織して前線に行つて日本と戦うと訴えたところ、蔣介石は大いに称賛し、「安が重慶を」離れる際には六百三十着の軍服、

「夷苗」連帯の夢

三箱の銀両を与え、涼山に〔彝族の〕軍隊を成立させるよう命じた。安登文は〔涼山に〕戻ると〔拠点の一つであった雲南〕黄坪で軍隊を組織して人民を搾取して圧力を加えたが、前線に行くことはなかった。⁽⁵⁴⁾

ここに見える「貴州の楊繼忠土司」について、一九四二年当時に重慶で政府中枢に人脈を持っていた人物としては、楊砥中以外に考えられない。「忠」と「中」が音通し、「繼」と「砥」の漢字音が近似することは、その推測を補強するものである。

ただし、残念なことに重慶での報道や檔案など同時代の記録にこの出来事を裏付けるものをいまだ見出し得ていない。しかし史料の中には、一九四二年一月に「涼山沙馬宣撫司^マ□等」が政府中枢に対して書面で陳情し、その後、同年三（？）月に「安」某が「土目及頭人」を率いて重慶に来て監察院長の于右任に面会したこと、および一九四二年二月に「沙馬土司安登文之土目」である聶覺啊格という人物が重慶に来て政府中枢に対して現地事情について報告したことに言及するものがある。⁽⁵⁵⁾一方、涼山の沙馬土司安氏の祖先が、三省境界地域の彝族土司家系の安氏（水西安氏）であり、明末清初の戦乱の中で涼山に移って現地沙馬土司に入贅し、沙馬に改姓したことが知られている。⁽⁵⁶⁾楊砥中もまた彝族土司家系後裔であり、彼が属した且蘭楊氏は水西安氏と古来通婚関係にあり、楊砥中本人の母親もまた水西安氏の娘であった。⁽⁵⁷⁾つまり、楊砥中と涼山の沙馬安氏とは、遠縁の親戚に相当する土司家系後裔の間柄だったのである。安登文本人、あるいはその配下の土目聶覺啊格の上京と政府中枢との接触到、楊砥中が関与しなかったはずはない。引率しての蔣介石との面会という風聞の当否については保留とするが、少なくとも涼山の沙馬土司安登文による一九四二年の陳情に際し、楊砥中が重慶にあって一定の役割を果たしたことは間違いないだろう。

以上の考証によって、楊砥中が蔣介石との面会で報告した一九四四年の涼山における米兵保護に先立つこと二年前において、すでに彼は涼山地域に関与を深めていたことが確認される。米兵保護の一件も、根柢のない手柄話として片づけることはできないであろう。

楊砥中が持った地域ネットワークの拡大を示す以上の議論に関連し、ここで論じておくべき問題として、この時期の彼が、「夷苗」請願運動の「代表」としての立場とは別に、個人の資格で西南中国を広く対象とする経済分野に乗り出していたという事実がある。楊砥中は、銀行を開業し、商社を設立するなど、重慶を拠点に「手広い」活動を手掛けているのである。

楊砥中と経済活動との関係は、一九三八年九月に重慶を拠点として始動した「夷苗」請願運動との関連で、同年十二月に設立許可申請がなされた「西南辺疆民族文化経済協進会」にまでさかのぼる。西南中国の辺境開発推進を目指した同会は、文化振興と並んで経済活動を軸としており、楊砥中はその発起人の一人であった。⁽³⁸⁾ この当時においては、安慶吾との連署による陳情でも、楊砥中は郷里の貴州辺境の経済開発を求めている。⁽³⁹⁾ 彼が早くから経済活動に関心を向けていたことは明らかである。自他ともに認める「夷苗」請願運動の「代表」としての地位を得て、彼は満を持してその関心を行動に移したと見られる。

楊砥中が重慶の下半城望龍門に「和豊銀行」という銀行を開業し、その「股東」(出資者)の一人として、同行の「総経理代理」(支配人代理)もしくは「総経理」(支配人)となったことについては、各論考・史料ですでに指摘される事実である。⁽⁴⁰⁾ その開業の時期については、一九四四年十月とするものと、一九四五年八月頃とするものが史料的に並存して確定は困難であるが、少なくとも抗戦末期、もしくは抗戦勝利から間もない時期の出来事であったと見られる。⁽⁴¹⁾

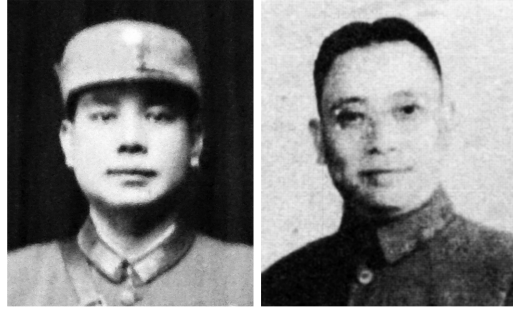


写真7 左 龍繩祖 右 隴生文（応奎）

るに至ったこと（次節参照）も知られている。金融業に進出した楊砥中が、雲南東北部の昭通を基盤とする彼ら二人の軍人たちと深い関係を持つに至ったのは、その前半生における地理的縁故関係から見ても、十分に理解しやすいことである。⁽⁶⁶⁾

この他、一九四七年六月に、楊砥中が「董事」となって「輸出貿易（主に錫・銅・油・生糸・漢方薬材・茶葉）お

同銀行の主要な「股東」は、雲南省彝族の「龍繩祖」と「隴生文^{マツ}」という人物であったという。⁽⁶²⁾「龍繩祖」は、雲南省政府主席の龍雲（雲南昭通彝族）の次子で、一九三九年～四五五年に龍雲の命で旅団を率いて雲南昭通（現昭通市）に駐屯した人物である【写真7左】。一方、「応葵」と同音の「応奎」は、龍繩祖が率いた師団（元の旅団）の副官であった隴生文（雲南鎮雄〔現昭通市鎮雄県〕彝族）【写真7右】の字^{あな}であるから、「隴応葵」は隴生文であろう。⁽⁶³⁾楊砥中が、早くは一九二八年頃に雲南に疎開して雲南軍閥の要人たちと若くして接点を持っていたこと、さらには一九三〇年代半ばの紅軍「長征」に際し、雲南東北部に展開した雲南軍と三省境界地域で連携関係にあったことについては、先に論じた通りである。⁽⁶⁴⁾楊砥中は昭通に隣接する雲南彝良県の梭戛（梭嘎、現雲南省昭通市彝良県龍街苗族彝族郷梭嘎村・拖姑梅村）隴氏を郷里で妻としていたこともあって繰り返し昭通に向向していたとされ、⁽⁶⁵⁾そうした関係を背景として一九四三年には昭通に隣接する貴州威寧県石門坎（現華節市威寧彝族回族苗族自治县石門郷）で学校を経営す

よび輸入貿易（金属製建築材・機器・工具・西洋医薬・教育用品など）を業務とする「西南边疆企業股份有限公司」（資本金五千万円）を、重慶で会社登記していたことも判明する。⁶⁷登記で輸出品として想定されているのは、いずれも西南中国の非漢民族地域の特産品である。それが、彼の「夷苗」請願運動代表としての身分を前提とした貿易事業であったことは、疑いのない点であろう。

以上のように、楊砥中の活躍の場は、抗戦期から戦後初期にかけて、彝族特有のネットワークを下敷きとして、三省境界地域の実力者としての枠を越え、西康省の涼山地域や雲南省の昭通地域にまで拡大し、分野としても「夷苗」請願運動から金融・実業界へと大きな展開を遂げたことが見て取れる。⁶⁸

（4）教育への関与——「西南边疆私立石門坎初級中学」 董事長

楊砥中による蒋介石との面会について第四に注目すべきものは、「四年來の活動報告」で、第二項目として一九四二年に「夷苗」学生を成都の軍官学校に入學させたこと、第五項目として一九四四年に貴州威寧石門坎に中学校を創設したことがそれぞれ報告され、また「要請事項」の第四項目として軍官学校と政治学校への「夷苗」学生入學枠の設置が申し入れられていることである。いずれも教育分野に関するものであり、楊砥中の「夷苗」教育に対する関心の強さを反映している。

石門坎の教会教育

これらについて理解するには、彼が中学校を創設した地、石門坎（現畢節市威寧彝族回族苗族自治县石門郷）の話

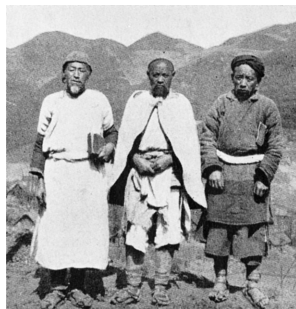


写真9 石門坎苗族牧師たち



写真8 英国人宣教師ハズベス

から説き起こす必要がある。

石門坎は、貴州省の西北角に位置し、雲南省東北部に隣接する。楊砥中による蒋介石との面会がなされた一九四五年当時においては典型的な「夷苗」地域であり、今日においても苗族を中心とする非漢民族の集住地である。三省境界地域の中でも特に内陸奥深くに立地するため、この地に暮らす苗族は歴史的に長く貧困に苦しみ、中共政権下においても近年まで発展から取り残されてきた。

ところが意外なことだが、実は一九三〇年代に一度、この地は「苗族最高文化区」と形容されるほどの文化的繁栄を達成したことがあった。⁽⁶⁹⁾ その奇跡の前提となったのは、清末以来、この地において布教が進み、現地社会に深く根を下ろしたキリスト教（プロテスタント）の存在であった。そうした歴史的背景と社会的現実を持つこの地に、楊砥中は私立の中学校を創設し、それを自らの実績として蒋介石に報告したのである。

清朝後期の開港場での布教開始以来、西南中国各地にも徐々にキリスト教が伝わり、信者が急増した。三省境界地域においては、雲南昭通で布教していた英国メソジスト教会（循道会）の英国人宣教師ポラード（Samuel Pollard、柏格理）が一九〇五年に教会を貴州石門坎に創設して以来、そこが当地の苗族社会における最大の布教拠点となった。石門坎にはポラード以後も代々西洋人の宣教師が継続して居住し【写真8】、石門坎から西南中国各地へと苗族の牧師たちが布



写真10 石門坎光華高小大教室（後の初中？）旧影

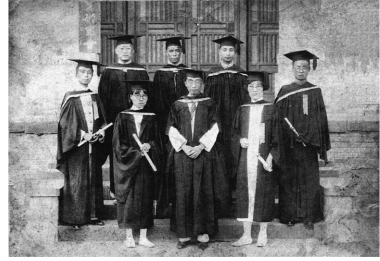


写真11 大学卒業時の朱煥章（後列中央）

教に赴いた【写真9】。各地には教会とともに小学校が設立され、石門坎は教会ネットワークの中心となると同時に、教会主導の教育ネットワークの中心ともなったのである。苗族を主体とする地元の信者たちは教会が運営する小学校で啓蒙教育を受け、彼らの一部は外地の中学、高等教育機関に進学して、社会上昇を達成するに至る。なかには、外地の都会で高等教育を受けた後に地元に戻り、教育・布教活動に従事する苗族エリートも出現した。⁽⁷⁰⁾

その一人が朱煥章である。朱煥章は、教会が一九〇六年に創設した石門坎光華小学【写真10】で学び、当時石門坎に赴任していた英国人宣教師のハズベス（H. Hudspeth、王樹徳）に才能を見出され、雲南昭通の宣道中学（後の明誠中学）に進学、同高級中学を卒業、同校教員となった後、ハズベスから援助を受けて四川省成都の華西協合大学に進学して教育学を学んだ【写真11】。朱煥章は、卒業した一九三五年に石門坎に戻り、光華小学の校長を務めるが、次第に石門坎への中学校創設の夢を抱くようになる。しかしそれは実現することなく、一九三九年に石門坎を離れ、昭通の明誠中学の教導主任となるが、一九四三年に「西南辺疆私立石門坎初級中学」が石門坎に創設されるとその校長となり、以後、この地の教育・布教活動に尽力したという。⁽⁷¹⁾

近年の「石門坎熱」と楊砥中の欠落

石門坎のキリスト教社会についての研究と関係者の回顧録の出版は、近年きわめて盛んである。外国教会の拠点であった石門坎は、早くから帝国主義勢力の根拠地として貴州省政府から疑いの目が向けられ、中共政権下では禁書とともに激しい宗教弾圧を受けて、中国最貧困地の一つに数えられるほどに衰退した。ところが、中共貴州省党委員会書記（一九八五―八八年）を務めた胡锦涛が、長らく否定されてきた石門坎におけるキリスト教的近代化を、辺境教育の成功例として一九八七年に認めたことを契機に、地元での石門坎の歴史の見直しが水面下で始まり、やがて学術界において「石門坎熱」が現れた。²² その結果、一九九〇年代以後、石門坎に関する優れた研究成果が相次いで世に出されるようになったのである。²³

ところが、「石門坎熱」の下で焦点となるのは先に述べたポラードから朱煥章に至る歴史的展開とそこから派生した史実の数々である。そこに楊砥中は中心人物として登場しない。それは、石門坎に関する研究や出版が、信者の多数を占める苗族の当事者、あるいは社会の底辺に置かれてキリスト教に救済を求めた苗族たちに同情を寄せる研究者、あるいは信仰で現地と結び付く漢民族信者たちによって、おもに推進されているからである。そのため、従来の石門坎に関する研究では、苗族ばかりに目が向けられ、当地の民族雑居的現実を踏まえた「夷苗」の視点が欠落してきた。外地出身の彝族であり、キリスト教徒でもなかった楊砥中は、「石門坎熱」を背景とした数ある論著の中で、言及されることはあっても、主たる関心の対象とはならなかったのである。²⁴

一方で、筆者が本研究において楊砥中に関する主要な先行研究として位置付けてきた数ある論著もまた、同様な問題を抱えている。「夷苗」請願運動を論じていても、関心が「夷」（現彝族）に専ら向けられているため、石門坎はも

ちろん、苗族が信者の主体であった三省境界地域のキリスト教社会への関心は乏しく、全体として一つに統合した議論がなされないのである。⁷⁵ 楊砥中についても、当地の民族雑居的現実を踏まえ、「夷苗」の視点で検討を試みる必要がある。

楊砥中と石門坎との所縁

こうした問題意識から見ると、先に紹介した一九四五年の蔣介石との面会に際し、楊砥中本人が、報告・要請において「夷苗」教育に関する内容を繰り返しており、また実績としても具体的に石門坎での学校創設に言及していることは、注目に値する。

その上で、関係者の回想録を精査すると、以下の経緯が浮かび上がる。一九三九年に石門坎を離れ、雲南昭通の明誠中学の教導主任となった朱煥章は、昭通で雲南彝良（現昭通市彝良県）の隴体芳という人物と知り合い、一九四一年前半に昭通で隴体芳から「姉の夫」である楊砥中を紹介された。朱煥章が、小学校しかない石門坎にとって長年の課題であった中学校の創設について、楊砥中に協力を求めたところ、楊砥中は同年六月に石門坎を訪れて端午節運動会の盛況ぶりを見て驚き、そこに開校することに同意した。楊砥中は昭通に戻った後、雲南・貴州の彝族上層人士、すなわち雲南彝良の隴・安・楊・羅氏と貴州威寧の安氏と協議し、共同出資して教会の下に董事会（理事会）を組織、その董事長（理事長）に楊砥中、校長に朱煥章が就任すること、経費の三分の一は教会、三分の一は董事会、残り三分の一は学費収入と苗族からの寄付金で負担することなどを取りまとめた。そして朱煥章は明誠中学の職を辞して一九四三年八月に「友人楊砥中の約に応じて」石門坎に戻り、同年九月の開校式典では、董事長の楊砥中が「西南辺疆



写真 12 石門坎「石房子」(1938年竣工) 現状

私立石門坎初級中學」の開校を宣言し、校訓を「忠誠、義勇、刻苦、勤勞」とすることを発表した。⁽⁷⁶⁾そしてこうした成果により、「楊〔砥中〕」に対する教会の扱いは西洋人〔宣教師〕と同列で、貴賓待遇であった。教会については「石門坎に建てられた」昭通在任の西洋人〔宣教師が石門坎に滞在する時のための〕住居を長期にわたって楊〔砥中〕の居住に提供した⁽⁷⁷⁾【写真12】というのである。

朱煥章と楊砥中をつないだとされる隴体芳という人物は、その「姉の夫」が楊砥中であつたとされることから見て、雲南彝良（現昭通市彝良県龍街苗族彝族郷梭嘎村・拖姑梅村）の彝族土司家系後裔（芒部隴氏野登支）、梭戛土目隴維崧の次子の隴体芳【写真13】として間違いなからう。⁽⁷⁸⁾楊砥中の妻は、隴維崧の次女の

隴体智であつた。⁽⁷⁹⁾隴体芳・隴体智の叔父である隴維垣は、清末の科挙廃止という事態に直面し、一九〇六年に日本留学のために旅立つたが、途上の湖北宜昌で客死した人物である⁽⁸⁰⁾【写真14】。隴体芳自身も、小学校を卒業後、一九二七年に昭通の省立二中（現昭通市第一中学）を卒業、上海で一年間の予科に学び、一九二九年に浙江大学農学部に入学、一九三三年に卒業して農学学士の学位を得た後、一九三六年に同大学の講師に任じられたが、結婚のために帰郷し、戦争によって郷里に残ることになったとされる。隴氏が楊砥中の親戚に相当し、近代教育にも熱心で進取の精神に富む一族であつたことがわかる。

これに加え、楊砥中以外の共同出資者であつたとされる雲南・貴州の彝族上層人士たちの姓氏が、隴・安・楊・羅氏など、三省境界地域の有力な彝族土司家系のもつと一致することから見て、彼らがいずれもその後裔であつたこと



写真 13 隴體芳



写真 14 隴維垣墓（彝良龍街拖姑梅）



は疑いない。石門坎における小中一貫教育は、彝族土司家系後裔たち固有のネットワークに、苗族信者たちのキリスト教ネットワークが組み合わさった、今日的な民族分類を越えた「夷苗」エリートの連携を基礎として実現したものであったのである。

石門坎に見る「夷苗」関係の変化

石門坎における「夷苗」エリートたちの今日的な民族分類を越えた協力関係には、さらに地域的、歴史的な理由がある。

元々この地域には、佃戸（小作人）である苗族に対して、地域の実力者である彝族土司家系後裔の各地「土目」が領主（地主）として君臨するという社会状況が、近代に至るまで長く存在した。貴州威寧の石門坎そのものは雲南彝良の梭戛土目隴氏の領地ではないが、両地はキリスト教の教区としては一体であり、ポラードによる布教も隴氏の土地で行われていた。そのため隴氏支配下の苗族佃戸の子弟の中には、省境の峡谷を隔てた貴州省内の石門坎に就学する者も少なくなかったのである【写真15】。

このことに関連して、ポラードが残した日記を引用する（*Eyes of the Earth*（土目）という文献には、以下の三つの注目すべき記事が認められる。



写真 15 梭戛近辺から石門坎（左側谷筋奥）を遠望する

〔一九〇五年〕十月二十五日…雨の中、「現雲南省昭通市彝良県」奎香に向けて出発した。夜、私たちは梭戛の領主の居館〔The feudal castle of So-ka〕に宿泊した。そこでは三兄弟が共同で領主であった。そのうちの一人だけが在宅で、彼〔隴維邦〕は北京から科挙〔武挙〕の学位を得ている。私たちは一緒に夜遅くまで話をした。彼は教会について関心が大きく、彼が言うには他のノス〔現彝族〕の領主たちも信者になることについて関心が非常に大きいとのことだった。私と同行していた苗人〔現苗族〕は、傍の倉庫に宿泊した。……

一九〇六年……一月二十六日…梭戛の領主〔the So-ka landlord〕からの一人の使者がやって来て、私と路上で出会うと「隴氏からの」手紙を差し出した。その手紙には、何人かの信者の苗人が領主に対する酒租〔小作料としての酒〕、すなわち彼に対する年貢となっているものを、負担するのを拒否したという不満が述べられていた。彼らが酒を納めるのを拒否したところ、縄で縛られて鞭打たれたと、すでに私は複数の苗人から聞いていた。彼らのうちの二人は、そのために、彼〔隴氏〕の居館の牢屋に入れられたままだった。一月二十七日…私は彼に長文の手紙を書き、……苗人たちが〔現物の酒ではなく〕貨幣で〔彼に小作料を〕支払うようにすることを求めた。

……彼〔隴氏〕は二人の逮捕者を解放し、当夜、彼ら〔苗人たち〕は〔ポラードのいる〕石門坎〔教会〕のミサに参加した。彼らは鞭打たれたのだが、そのうちの一人がミサで言うことには、主〔キリスト〕が彼とともにいたので鞭で打たれても傷つかなかった、とのことだった。……

〔一九一三年〕四月二日…石門坎に帰還。梭戛の大領主〔the great landlord of So-ka (隴維崧)〕が、彼の息子〔隴体要 (隴体芳の兄)〕と娘を、ここ〔石門坎〕へ就学⁽⁸²⁾に派遣してきた。

以上から読み取れるのは、当地へのキリスト教伝播以後、それ以前の彝族土目と苗族佃戸との伝統的な関係が少しずつ変化を見せ、彝族土目の梭戛隴氏も佃戸の苗族たちが帰依するキリスト教と石門坎の教会に関心を強め、ついに隴氏は子供たちを石門坎の光華小学に入学させるに至ったという展開である。宣教師ポラードの視点を離れ、これを隴氏の視点から解釈するなら、伝統的支配の継続が徐々に難しくなる中、苗人佃戸たちの新たな保護者としてこの地で存在感を大きくする教会に対し、警戒心と同時に関心を強め、自らの子弟を就学させるに至ったというように読み替えることができる。

こうした背景の下で、伝統的な土司家系後裔であった梭戛土目の隴氏、とりわけ都会で高等教育に触れた隴体芳は、郷里の苗族を中心とするキリスト教信者たちの教育に理解を示し、親戚の楊砥中を朱煥章に紹介した。本稿ですでに論じたように、この石門坎への中学校設立の時期は、ちょうど楊砥中が高玉柱の死後に「夷苗」請願運動を継承し、抬頭し始めた時期に相当する。隴体芳は、重慶で存在感を大きくしつつあった楊砥中を利用して、郷里の教育振興に貢献したのである。⁽⁸³⁾

楊砥中にとってもこれは見返りのない出資ではなかった。楊砥中もまた、蔣介石との面会に際し、郷里の治安維持以外に目立った実績がない中、この事業を成果として示すことができたからである。

楊砥中の関与を可能にした現地事情——西洋人宣教師の劣勢化と「苗族復興運動」の高揚

しかしながら、ここに至って問題となるのは、なぜ楊砥中が石門坎における中学校設立において主動的役割を果たすことができたのか、ということである。ここまで検討してきたように、楊砥中が「夷苗」請願運動で名声を高めており、姻戚の隴体芳が彼を朱煥章に紹介したことが、直接の契機であったことは言うまでもない。しかしそれ以上を理解が必要なのは、石門坎の苗族信者たちが、この当時、新たな庇護者を求めていたという、相手側の現実問題である。

石門坎では、一九〇五年にポラードが来て以来、外国人宣教師が布教の拠点である現地に居住し、信者と生活をとにもする状況が続いた。しかしポラードの死後、外国人宣教師たちの多くは、現地ではなく近隣の街である昭通に移り住むようになり、現地社会への影響力を次第に弱める傾向が現れていた⁽⁸⁴⁾。楊砥中が石門坎に関与する余地は、こうして生まれたのである。

一方、外国教会の影響力が衰退する中、一九二〇年代から一九三〇年代にかけての時期の石門坎では、従来は宣教師たちによって規制され、衰退の一途にあった民族伝統の再興をめざす苗族青年たちが、種々の文化活動を主体的に推進するようになっていたともいう⁽⁸⁵⁾。そして、延いてはそれが石門坎から教区各地へと広がるかたちで、苗族としての民族意識の覚醒が促されたのである。この一連の動きは、一九四〇年代初めにおいて、外部の観察者が「苗族復興

運動」と形容して朝野に警戒を訴えるほどの高揚を見せていた。⁽⁸⁶⁾

当時の石門坎の現地事情を以上のように理解するならば、楊砥中の石門坎への関与について、以下のように歴史的意義を見出すことができる。

楊砥中の郷里は、石門坎と同じく三省境界地域に位置し、苗族も雑居する土地であったが、彼らは石門坎苗族とは異なるサブグループに属した。加えて、楊砥中の父である楊懷遠（建侯）が郷里において苗族佃戸と対立していたことも、先に見た通りである。⁽⁸⁷⁾ 石門坎に関与することで、楊砥中はそれまで無縁であった石門坎の苗族社会、および石門坎教会の影響下にある西南中国各地の広汎な非漢民族社会と、初めて結びつく機会を得たのである。こうして、土司家系後裔の旧領主層を中心に展開されてきた「夷苗」請願運動と、下層の佃戸層を中心とした苗族キリスト教徒たちの「苗族復興運動」は、初めて合流を果たす。そして楊砥中もまた、それによって初めて三省境界地域の「夷苗」を代表する地位を、名実ともに獲得することになったのである。

(5) 小結——「夷苗」請願運動から「夷苗」民族運動へ

以上、一九四五年の楊砥中による蔣介石と二度目の面会に注目し、その際の報告内容と要請項目を検討して、幾つかの問題について考証と考察を試みた。⁽⁸⁸⁾ その結果、高玉柱の死後、楊砥中が「夷苗」請願運動を継承し、抗戦下の西南中国における各種の実践を通じて、単なる三省境界地域の自称代表や「夷苗」請願運動の重慶駐在者ではなく、西南中国の広汎な「夷苗」社会を代表する実力者として抬頭した過程が明らかとなった。

高玉柱が牽引した「夷苗」請願運動の遺志は、継承者の楊砥中を介することによって、その後も西南中国に生き続けた

「夷苗」連帯の夢

のである。従来の「夷苗」請願運動に関する諸研究では、高玉柱にばかり目が向けられ、楊砥中はおもな関心の外にあった。高玉柱の「夷苗」請願運動の継承者は楊砥中であつたことが、正しく理解されるべきである。

一方で、楊砥中は単なる継承者だつたわけではなく、彼が継承して以後の「夷苗」請願運動がそれ以前とはかなり異なる性質のものになつたことにも注意する必要がある。「夷苗」請願運動は、高玉柱の晩年においてすでに、辺宣団の事業など、当初から目指していた要求項目の幾つかを実現し、貴州省では「西南夷苗民族解放大同盟」の活動のよりに、各地の彝族土司家系後裔ではない非漢族エリートたちにも刺激を与えるなど、⁸⁹⁾幾つかの転換点が現れ始めていた。それが楊砥中による継承後には明確な動きとなり、彼を軸に省籍や民族分類を越えた非漢民族エリートたちの、より広汎な連携が生まれるに至つたのである。

ところがその結果、楊砥中は西南中国各地における民族意識の「覚醒」という問題に巻き込まれていくことになる。「覚醒」は広汎な西南中国の非漢民族社会へと広がり、それによつて生じた動きは、やがて単なる陳情活動にとどまらない政治運動、すなわち「民族運動」と言うべきものとなつた。⁹⁰⁾「夷苗」請願運動は、ここに至り「夷苗」民族運動へと変質する。楊砥中は、民族運動の領袖として表舞台に立ち、西南中国で唯一無二の非漢民族エリートとして、「夷苗」民衆からの期待と、当局からの警戒を、その一身に集めることになるのである。

（以下、続篇）

註

(1) 拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国―忘れられた西南民族の「領袖」」『北大史学』五七、札幌・北大史学会、二〇一七年、六八―九四頁、および拙稿「「夷苗」連帯の夢―「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝（前篇）」『北海道大学文学研究科紀要』一五七、札幌・

同研究科、二〇一九年、一〇四七頁、「同(前篇続)」『北海道大学文学研究紀要』一五九、札幌・同研究科、二〇一九年、一〇六十頁、「同(前篇再続)」同前一六三、二〇二一年、一〇六六頁、「同(中篇)」同前一六六、二〇二二年、一〇五二頁。本篇での以下の議論では、これらのうち拙稿「夷苗」連帯の夢(中篇)を「前稿」と略称する。

- (2) 以下、本篇内容の骨子は、すでに拙稿「苗族史の近代(七)」『北海道大学文学研究紀要』一三四、二〇二一年、一〇五五頁、拙稿(王曉梅・李炯里訳)「近代「苗族」精英的自我認同——古苗疆走廊」在国族建構中的転型」貴州大学編『「一带一路」視野下的中国西南文化走廊專題研討會論文集』貴陽・同大学、二〇一七年、三〇七―三二〇頁、および前掲註1拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国」に発表済みである。本篇で扱う時期の楊砥中の事跡については、この時期の夫人である戴瓊英の事績と関連して、楊耀健「土司夫人伝奇」『紅岩春秋』四、重慶・中共重慶市委党史研究室、二〇〇三年、五十五―五二頁、同「土司夫人戴瓊英」『文史天地』一、貴陽・貴州省政協辦公庁、二〇〇四年、二六―二八頁(中国人民政治協商會議重慶市渝中区委員会文史資料委員会編『重慶渝中区文史資料』十六、重慶・同委員会、二〇〇六年、二〇九―二二三頁再収録)に言及があり、また楊砥中の伝記記事の一部として、中共畢節市七星関区委党史研究室ほか編『七星関区史志人物選』北京・方志出版社、二〇一八年、十三―十四頁「楊砥中」、および畢節市地方志編纂委員会編『畢節地区通志(十)』北京・方志出版社、二〇一九年、三八六―六頁「楊砥中」(本稿文末「追記」参照)にも採録されているが、いずれも考証が不十分であり、訛伝が多い。この他、温春來「『五族共和』之外」『身份、国家与記憶——西南経験』北京・北京師範大学出版社、二〇一八年、三一―二六三頁には、当該期における楊砥中の事跡の概略についての議論があり、参考になるが(一部改稿して内容補訂したものが同「五族共和」之外)『身份、国家与記憶——西南経験』香港・中華書局、二〇二二年、十九―一七五頁である)、いくつかの重要な事績の考証と考察がなおも不足している。これら以外には、二〇二二年九月十二日に死去した安毅夫(安健の子、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇))「三八―四十頁註37参照)の追悼に関連して、馮利「高山仰止、景行行止——我对兩位彝族前輩充滿敬意(二〇二二年九月十四―十六日)」(中国インターネットサイト「彝族人網」www.yizuren.com/people/yryj/43662.html)所載、二〇二二年十月十八日閲覧)が、上記諸論著の訛伝の一部修正と情報の追加を行っており、参考にすべき内容を含むが、採録された史実は断片的で、なおも訛伝が残る。本稿はこれらの不足を補い、当該時期の楊砥中の事跡の全体像を初めて明らかにするものである。

- (3) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(中篇)」一〇十九頁。

「夷苗」連帯の夢

- (4) 高玉柱とその「夷苗」請願運動に関する先行研究として、張兆和（瀨川昌久訳）「押しつけられた表象」から「自己表象」へー民国期中国・苗族知識人にみるエスニック・アイデンティティの模索と実践」末成道男編『中原と周辺ー人類学的フィールドからの視点』東京：風響社、一九九九年、三三二―三三九頁（Cheung Siu-woo, "Miao Identities, Indigenism and the Politics of Appropriation in Southwest China during the Republican Period", *Asian Ethnicity*, Vol. 4, No. 1, Abingdon: Taylor & Francis, 2003, pp. 142-169）李菲訳「從「他者描写」到「自我表述」ー民国時期石啓貴關於湘西苗族身份的探索与实践」『广西民族大学学报（哲学社会科学版）』三〇一五、南寧：广西民族大学、二〇〇八年、三七―四五頁、清水亨「イー涼山イ族を中心に」末成道男ほか編『講座世界の先住民族ーフアー・スト・ピープルの現在（〇一東アジア）』東京：明石書房、二〇〇五年、二六一―二七六頁、李列「本土学者的彝族研究ー自鑑位的視覚」『民族想像与學術選択ー彝族研究現代學術的建立』北京：人民出版社、二〇〇六年、三五八―四一八頁、婁貴品「不遠万里、為謀團結ー一九三七年西南少数民族請願代表在上海的活動追述」『中国民族報』二〇〇九年十一月二十日第七面、婁貴品「一九三七年西南夷苗民族請願代表在滬活動述論ー以『申報』為中心的考察」『民国檔案』二、南京：民国檔案雜誌社、二〇一〇年、七九―八七頁、伊利貴「永勝高氏土司与「改土帰流」」『学理論』四、哈爾濱：哈爾濱市社会科学院、二〇一〇年、二一九―二三頁、三四頁、拙稿「苗族史の近代（五）」『北海道大学文学研究科紀要』一三一、二〇一〇年、一六―三三頁、伊利貴「民国時期西南「夷苗」的政治承認訴求ー以高玉柱の事迹為主線」北京：中央民族大学博士学位論文、二〇一一年、趙暉「少数民族」的政治建構ー以民国時期西康寧属彝族問題为中心』上海：復旦大学博士学位論文、二〇一五年、婁貴品「民族平等与国族整合ー全面抗戰時期西南少数民族請願代表活動述論」『學術探索』四、昆明：雲南省社会科学界聯合会、二〇一六年、一一四―一二頁、伊利貴「民国時期西南少数民族請願代表活動叙事与主体塑造ー基於話語權力視角的分析」『中央民族大学学报』二、北京：同大学、二〇一六年、一〇一―一〇九頁、Andres Rodriguez, "A 'Weak and Small' Race in China's Southwest: Yi Elites and the Struggle for Recognition in Republican China", *Asian Ethnicity*, Vol. 18, No. 4, 2017, pp. 563-586. 前掲註②温春來「五族共和」之外：温春來「高玉柱ー民国時期西南非漢民族的代言人（代序）」政協麗江市委員会編『民国女傑高玉柱』（麗江市文史資料十三）昆明：雲南人民出版社、二〇一八年、一―四十頁、および趙暉「尋求国家統治的藝術ー一九三〇年代西南「夷族」代表請願活動」『中央研究院近代史研究所集刊』一一二、台北：同研究所、二〇二一年、五五―九九頁がある。それを主題として扱ったものではないが、関連する内容を含む先行研究としては、馬玉華「国民政府対西南少数民族調査之研究」昆明：雲南人民出版社、二〇〇六年、張久瑛「民国年間「辺胞」改造運動与「苗夷」精英的民族建構活動」

《張振珮先生生誕一百周年紀念文集》編輯委員會編『張振珮先生生誕一百周年紀念文集』貴陽：貴州人民出版社，二〇一一年，二二五
〜二二九頁、王文光ほか「承認与認同―民国西南少数民族民族的身份建構」、『広西民族大学学报（哲学社会科学版）』一、南寧：同大学、
二〇一二年、八四〜九二頁、楊思機「以行政区域統馭国内民族―抗战前国民党对少数民族的基本策略」、『民族研究』三、北京：中国社
会科学院民族学与人类学研究所，二〇一二年、六五〜七五頁、段金生「南京国民政府的边政」、『民族出版社』二〇一二年、李月華「湘
西苗疆土著民族与国民政府对話渠道的建立」、『民族論壇』四、長沙：湖南省民族事務委員會，二〇一三年、七六〜七九頁、閔昉「從民
国報刊資料看彝族土司嶺光電兩次赴南京請願事迹―以四川、南京報刊為核心」、『民族史研究』十二、北京：中央民族大学出版社，二〇
一五年、四六五〜四八一頁、陳征平「近代西南边疆民族地区内地化進程研究」北京：人民出版社，二〇一六年、張伝躍「抗战爆發前
後之湘西革命運動探析」、『民族論壇』二、二〇一六年、二五〜三二頁、同「試析改土歸流与湘西政治格局變動」、『民族論壇』六、二〇
一六年、三七〜四一頁、何一民「抗战時期国家与中華民族認同之構建及影響―以西南少数民族為例」、『四川大学学报（哲学社会科学版）』
三、成都：同大学，二〇一六年、十四〜二二頁、劉波兒「政治統一与文化多元―民国時期西南少数民族民族的民族共生訴求」、『湖北民族学
院学报（哲学社会科学版）』六、武漢：同学院，二〇一七年、六二〜六五・一八三頁、蔣正虎「二十世紀三〇年代西南少数民族精英与近
代国家建構」、『北方民族大学学报（哲学社会科学版）』六、銀川：同大学，二〇一八年、四七〜五六頁、伊利貴「嶺光電先生民族教育
思想初探」爾布什哈主編『嶺光電民族教育思想學術研討會論文集』北京：民族出版社，二〇一九年、一六一〜一六八頁、閔昉「從民
国報刊資料看嶺光電先生兩次赴南京請願事迹」同前書，二一一〜一二二頁、清水享「涼山彝族土司嶺光電的教育活動」、『史叢』一〇四、
東京：日本大学史学会，二〇二一年、二八〜四三頁、朱映占「民国時期西南边疆民族赴内地活動情形述論」、『昆明学院学报』四四―一、
昆明：同編輯部，二〇二二年、三三〜三九頁、伊利貴「抗日戰爭時期西南少数民族精英中華民族認同的表述与实践」、『中央民族大学学
报（哲学社会科学版）』一、北京：同大学，二〇二二年、七十七〜七七頁がある。高玉柱に関する諸研究の多くは楊砥中に言及するが、
両者の事績の相互関係について、考証は不十分で、未解明な点が少なくない。楊砥中に関する先行研究とそれらに認められる問題点
については、前掲註2、および本稿第十章第(4)節を参照。

(5) 無記名「西南土司代表晋謁蔣委員長」、『中央日報（重慶）』一九四〇年九月二四日第三版。この面会自体については、前掲註4伊利
貴「民国時期西南少数民族精英的身份叙事与主体塑造」一〇七頁がすでに紹介している。この出来事を楊砥中に焦点を絞って分析し
た議論としては、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再続）十頁、四九〜五十頁註24、および前掲註2温春來「五族共和」之外

「夷苗」連帯の夢

- (6) 二〇二二年、一〇五―一〇六頁(同「五族共和」之外)二〇一八年、一四七頁では史実として未確認と記す)がある。
- (7) 薛月順編輯『蔣中正總統檔案・事略稿本(四四)』台北・國史館、二〇一〇年、三〇九―三二二頁一九四〇年九月二三日条。
- (8) 《中国工農紅軍川滇黔辺区游撃縦隊闘争史》編写組編『中国工農紅軍川滇黔辺区游撃縦隊闘争史(討論稿)』叙永・同組、一九八四年、一〇六―一〇八頁、劉順和整理「川滇黔辺区游撃縦隊鎮雄母亨游撃隊(下)」鎮雄县委党史徵集研究室編『紅旗卷起農奴戟』(鎮雄党史叢書一)、鎮雄・同研究室、一九九一年、一三三―一三五頁、および宋樹雲「林口戦闘情況」中共畢節地委党史研究室ほか編『烏蒙磅礴』(畢節地区党史資料叢書十五)、畢節・同研究室、一九九六年、二八三―二八五頁。なお、郷里の楊砥中関係者の回顧によれば、蔣介石は楊砥中に接見して彼を「川滇黔三省辺区土司民衆代表」に任命し、さらに自ら楊砥中のために扁額まで揮毫し、彼を帰郷させて川滇黔三省辺区の匪賊鎮圧を担当させたのであり、楊砥中は蔣介石に対してその指示に従って川滇黔三省辺区の匪賊を一掃することを約束した、とされる(前掲宋樹雲「林口戦闘情況」、および前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇再統)七―十一頁、三六―三九頁)。前稿で論じたように、楊砥中は一九三八年九月から「滇川黔辺区夷苗代表」と自称しており(前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(中篇)五頁、三六―三七頁註10)、本稿で論じているように一九四〇年九月の蔣介石との面会では「滇川黔三省土司民衆代表」という名義で報道されているので、この回顧に言う蔣介石による「川滇黔三省辺区土司民衆代表」への任命が誤伝であるのは明らかである。しかしながら、概ね正確な自称名義が郷里で語られていることは、この回顧がある程度確かな記憶に基づくものであることを示しているとも言える。
- (9) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(中篇)五頁、三六―三七頁註10。
- (10) 「國民政府軍事委員会快郵代電(辦四字第土六三五一号)(一九三八年九月 日)〔呈為扼西南夷族沿辺土司民衆請願代表高玉柱等呈請指示今後工作方針暨請呈院准其設立西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処並陳述夷苗困苦情形及開發辺区意見一案究应如何統籌辦理請核示祇遵由(附貳件)〕(一九三八年十一月四日)、「西南苗族土司民衆請願案」請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処(二)、「行政院／総類／公共事務／請願」、国史館蔵、入蔵登録号・〇一四〇〇〇〇三四六A(數位典蔵号・〇一四一〇〇〇〇六〇二一〇〇〇二)、「〇八〇頁)には、呈文への回答として「至所請指示延見日期面陳請訓一節、希暫緩來漢、先向重慶行營張(群)主任陳述意見可也」とある。

(10) 「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処有無設立必要請核辦見復(附件)〔一九四〇年十月二十八日〕、前掲註9〈西南苗族土司民衆請願

案… 批准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（二）、〇四五〜〇五二頁「推定書」および「組織大綱」。

- (11) 前掲註10「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処有無設立必要請核辦見復（附件）」〇四六頁所引の楊砥中呈文の原文は「案拋滇黔川三省土司民衆駐京代表楊砥中二十九年十月呈稱… 窃查西南夷苗… 各地均委託代表、到京請願、先後澄淪。… 歷時二載、茲者胡馬南來、法越軟化、行見東北之烽煙、將引起西南之怒火。此時乃我夷苗發揮忠誠報國之時機也。故西南各地代表、公推中（楊砥中）為駐京代表後、紛紛來渝、從事宣傳組織工作。中自受推舉之日起、兢兢業業、必使忠誠毅勇之民族、在此狂敵侵凌之下、躬受中央之德惠、發揮力量、直接報效國家、中一本斯旨、決尺棉薄、達此願望。為求承上轉下之便利計、須有一固定機關、而專司各地夷苗土司、及學生留學內地之事宜。特擬具西南夷苗土司民衆駐京辦事処大綱一份、呈請鑑核、准予備案」である。

- (12) 楊砥中は蔣介石との面会に先立って、九月十六日、「苗夷学生」を引率し、安慶吾とともに、監察院院長の于右任に面会し、それらの学生たちが今回重慶にやって来た経緯を説明している（無記名「苗夷学生謁見于院長」『中央日報（重慶）』一九四〇年九月十七日第三版）。それは、本文で引用した楊砥中の軍事委員会宛て呈文に記される、彼らの辦事処の設立目的についての説明と符合する。なお、楊砥中・安慶吾および「苗夷学生」と于右任との面会については、夷族土司家系後裔の安慶吾（以角土目）が、郷里の貴州省水城県以角（現畢節市納雍県新房彝族苗族郷以角村）に私財を投じて一九三七年に設立した「省立以角边疆小学」の故事、すなわち楊砥中と喻杰才を介して于右任の賛同と国民党政府の批准を得て、安慶吾が三十名あまりの学生を引率して重慶に行き、「边疆中学」への進学を実現させたという文史資料の記事と対応するものとして理解すべきである（前掲註1拙稿「『夷苗』連帯の夢（中篇）」十二〜十三頁、三二頁、四四頁註40、五十一頁註78参照）。「边疆中学」は、国民党中央政治学校蒙藏学校（旧蒙藏班）を重慶で教育部が一九四一年に接收、改称して成立した「国立边疆学校」に名称が近似するが、時期的に合致せず、その前身としての蒙藏学校を指すと理解するのが適切である。中央政治学校の蒙藏班・蒙藏学校は、一九四〇年九月当時、重慶近郊の四川省巴県界石場（現重慶市巴南区界石鎮）に所在した（以上、教育部边疆教育司編「边疆教育概況」南京・同司、一九四七年統編、十六〜十七頁参照）。
- (13) 前掲註10「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処有無設立必要請核辦見復（附件）」〇四六〜〇四七頁「國民政府軍事委員會公函」（一九四〇年十月二十六日）、および同〇五二頁「行政院顏」省簽（一九四〇年十月三十日）。以上、一九四〇年十月に「滇黔川三省土司民衆駐京代表」名義の呈文をもって楊砥中による陳情がなされ、その際に「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処組織大綱」とあわせて「推定書」の写しが添付されたこと、そして最終的にそれが却下されたことについては、後年「西南边疆土司民衆駐京代表」名義で楊砥

「夷苗」連帯の夢

中による諸々の活動がなされた際、内政部から行政院に送られた「密呈」の中で改めて言及されている（「准雲南省咨駁黔民楊砥中以边疆土司代表名義散發致边疆父老書及毛臣忠呈請以王弘道為滇省国大代表一案呈請鑑核示遵由」(一九四五年十二月十日)、《黔民楊砥中擅設辦事処》、《行政院／内政／边疆及蒙藏》、国史館藏、入藏登錄号：〇一四〇〇〇〇四二二〇A(數位典藏号：〇一四一〇一一三〇〇一〇一一三)五(六頁)。なお、「夷苗」請願運動における「辦事処」設立承認をめぐる強い欲求を理解するには、「辦事処」という語句に対する常識的先入観を避けるべきである。各種史料を精査すると、すでに高玉柱たちの第一次請願(一九三六年六月)において、陳情内容として列挙されているものに「請在中央特設夷務機關、指導研究夷苗之教養衛等事項」という項目が含まれていたこと(高玉柱・喻杰才「西南沿边土司夷苗民衆代表請願意見書」〔「新夷族」一一一(創刊号)、南京・西南夷族文化促進會、一九三六年七月、六三頁)、および同「擬治理西南夷族鞏固国防意見書」〔賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」《邊事研究》五、南京・邊事研究月刊發行部、一九三七年、十八頁)、また同年六月に内政部に対して請願がなされた際に、「請特設機關」「組織夷苗委員會」という項目が陳情内容に含まれ、当時蒙古・西藏を掌っていた政府機關の蒙藏委員會を前提に、「夷苗」地域の現実に見合うものを新設・成立させるよう要求していたこと(前掲賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」十九頁)、さらに同年八月に内政部に対して補足の請願がなされた際には「請在蒙藏委員會下附設夷苗辦事処」および「請成立夷務委員會、並由中央遴派大員、考察夷務」と、要求の具体化がなされていたことが判明する(前掲賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」二一―二二頁)。前稿では、高玉柱たちが一九三六年以来繰り返し返してきた陳情の中で、「辦事処」という名称の機關の設立承認要求が含まれていたことが確認できるのは、南京における第二次請願(一九三六年十月)においてである(「西南夷族代表第二次請願意見文(附行政院批)」《新夷族》一一二、南京・西南夷族文化促進會、一九三七年一月、七九―八二頁)と指摘したが(前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(中篇)「三八頁註14)、修正が必要である。注目すべき点は、第一次請願以来、蒙藏委員會に対比すべきものとして高玉柱たちが「夷苗辦事処」「夷苗委員會」の新設・成立を要求していたことである。一九三八年および一九四〇年に繰り返された「辦事処」設立に関する陳情は、その延長線上に位置付けられるべきものであろう。高玉柱や楊砥中にとって、政府中枢から「辦事処」設立承認や代表公認を得ることは、蒙藏委員會に相当する機関として認められ、その委員長に任命されることに等しかったのである。

(14) 「滇黔川土司民衆代表楊砥中呈国民政府為請指派滇黔川康四省夷苗參政員八名」(一九四〇年十月二十四日)、《国民參政會任免(二)／〇三二六》、《国民政府／人事／中央機關人員任免／中央機關人員任免給目》、国史館藏、入藏登錄号：〇一〇〇〇〇二六六六A(數

位典蔵号・〇〇一—〇三二—〇〇〇〇六—〇三六、および「国民政府文官長魏懷函国防最高委員会秘書庁為滇黔川三省土司民衆代表楊砥中呈請指派滇黔川康四省夷苗參政員八名一案調査照転陳」(一九四〇年十月二六日)、「国民參政会任免(二)〇三七」、同前、入蔵登録号・〇〇一—〇〇〇〇〇〇二六六六A(數位典蔵号・〇〇一—〇三二—〇〇〇〇〇六—〇三七)。原文は「在規定一百二十名国民參政会參政員名額内、特別指定額八名、為滇黔川康四省夷苗參政員」である。

- (15) 辺宣団と高玉柱については、拙稿「苗族史の近代(六)」、『北海道大学文学研究科紀要』一三三、二〇一〇年、五七—五八頁を参照。喻杰才については、「喻杰才」簡明履歴表(一九四〇年十一月)、「高玉柱喻杰才簡明履歴表」、《特種檔案》、中国国民党文化傳播委員會党史館蔵、館蔵号・特二六/三・一三、および彭建華ほか編「納西族人物簡志」呼和浩特・內蒙古大学出版社、一九九八年、一六六—一六七頁「喻(喻)杰才」を参照。辺宣団の成立経緯については、前掲註4 婁貴品「民族平等与国族整合」が最も詳しく、正確な整理をしており、参照すべきである。高玉柱たちの第二次請願(一九三六年十月)に「請派遣大員先行到地宣撫」という項目が含まれていたことについては、前掲註13「西南夷族代表第二次請願(一九三六年十月)」に「請派遣大員先行到地宣撫」という項目が遺案については、無記名「中国国民党第五届中央執行委員会第六次全体會議紀要」、『中央党務公報』一一二十、重慶・中国国民党中央執行委員会秘書処、一九三九年十二月、十二頁、三一—三二頁、および「請組織辺疆宣慰団以加緊團結而利抗戰建国案(提案第三十三号)」(一九三九年十二月)、《組織辺疆宣慰団案》、『国防檔案』、中国国民党文化傳播委員會党史館蔵、館蔵号・防〇〇三/〇四一九を参照。高玉柱たちによる一九四〇年十一月の蔣介石に対する陳情については、「呈請根拠歴次請願案准予選西南辺疆各地土司夷苗代表參加国民代表大会并請指定為二屆參政員」(一九四〇年十一月)、「高玉柱喻杰才上蔣総裁呈」、《特種檔案》、中国国民党文化傳播委員會党史館蔵、館蔵号・特二六/三・一一、および「呈擬宣慰西南土司辺民辦法意見」(一九四〇年十一月)、「高玉柱喻杰才上蔣総裁呈」、同前特二六/三・一二を参照。彼らが一九四〇年十二月に雲南に入ったこと、および翌一九四一年三月十四日(伊利貴「西南夷苗精英高玉柱」前掲註4 政協麗江市委員会編「民国女傑高玉柱」五二六頁挿図参照。当該図版が日付部分を「民国三十年九月二十七日」に貼り間違えていることは、前掲婁貴品「民族平等与国族整合」の議論との照合によって明らかとなる)を参照。昆明行營が「辺疆宣慰団」を組織して、高・喻を正・副団長に任命し、辺宣団の辦事処が一九四一年九月一日に昆明市北後街三六号に成立したことについては、無記名「行營組辺疆宣慰団—辦理辺地宣慰問組訓工作、任命高玉柱為団長籌備出発」、『中央日報

「夷苗」連帯の夢

〔昆明〕一九四一年九月二七日（前掲伊利貴「西南夷苗精英高玉柱」五二八頁挿図参照。当該図版が日付部分を「民国三十年三月十四日」に貼り間違えていることは、前掲斐貴品「民族平等与国族整合」の議論との照合によって明らかとなる）を参照。昆明行営については、斎藤道彦「行營（行轅）——中華民國国民政府軍事機構」一井昭ほか編『創立百周年記念論文集』東京・中央大学経済学部、二〇〇五年、五五一〜五六八頁を参照。一九四〇年前後における雲南に対する重慶政府の関心のあり方については、藤井元博「重慶国民政府軍事委員会の「南進」対応をめぐる一考察——「中越関係」案を手がかりに」『史学』八二—四、東京・三田史学会、二〇一四年、一四五〜一七一頁を参照。

〔16〕 辺宣団の実際の活動が一九四二年六月頃に始動したことについては、無記名「滇邊疆宣慰団即分別出發——循滇越滇緬兩路至思茅」会齊、宣慰土司駐軍棉僑及辺胞等」、『中央日報』掃蕩報聯合版（重慶）一九四二年六月十九日第五版を参照。辺宣団と龍雲との関係、および活動停滞の実態については、金国光「略憶参加「西南夷苗民族解放大同盟」前後」中国政治協商会議貴州省大方県委員会文史資料研究委員会編『大方文史資料選輯』五、大方・同委員会、一九八九年、一二〇〜一二二頁を参照。

〔17〕 前掲註15拙稿「苗族史の近代（六）」五六〜五八頁、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（中篇）」二二〜三二頁を参照。

〔18〕 邵書義「整理」『以角民族小学簡介』政協納雍県委員会文史資料研究委員会編『納雍文史資料』二、納雍・同委員会、一九八九年、一五九〜一六一頁には、「一九四〇年、該校第一屆小学畢業生共三十六人。安慶吾……決定以安慶吾為西南彝・苗代表的身份、向国民党中央教育部写報告、要求將這批學生保送去重慶就中央政治大学附設的辺疆学校。接到国民党教育部同意的通知後、安慶吾除安排有錢人家為自己的子女每人拿出五十塊大洋後、其餘費用均由安慶吾負責。安……親自帶着這三十六個學生步行到畢節後、在畢節包三部汽車一直將這三十六個學生送到重慶。到重慶後、中央政治大学附設辺疆学校不予接收這批學生。安慶吾便叫沈文英……在重慶照顧學生、他又再次去找国民党中央行政院、行政院与陳果夫協商好後、接受了賄賂一床虎皮毯子、一只全架虎骨（價值六百多塊大洋）、旧教育部才再次通知該校接收這批學生、学校才將這三十六個學生收下。在重慶、因帶去的錢用完了、安慶吾叫沈文英……回以角帶錢。二人在回來的途中、被畢節県党部以共產党嫌疑被捕。安慶吾在重慶聽到這一消息、怕受牽連、不敢回家、只得往雲南的鎮雄而去」とある。この記事が、安慶吾・楊砥中の重慶における一九四〇年九月の消息に対応するものであると判断されることについては、前掲註12を参照。

〔19〕 嶺光電「我在映田特別政治指導区工作的経歴（一九八八年十二月）」温春來ほか主編『嶺光電文集』香港・香港科技大学華南研究中

心、二〇一〇年、下冊二九八〜三〇七頁。

(20) 前掲註19嶺光電「我在陝田特別政治指導区工作的經歷（一九八八年十一月）」二九八頁。王濟民（曲木倡民）については、拙稿「人類学上より見たる西南支那」を読む―近代中国史研究史料としての鳥居龍藏の旅日記」徳島県立鳥居龍藏記念博物館ほか編「鳥居龍藏の学問と世界」京都・思文閣出版、二〇二〇年、一五〇〜一五四頁を参照。

(21) 国民党中央党部総裁蔣介石・副総裁汪精衛に提出した「呈為代表滇川黔三省辺区夷苗土司民意謁誠請纓抗戰並陳述辺民實際痛苦情形懇請改善辺区政治注重夷苗教化尽量扶助開発由（附：呈一件）」（一九三八年九月二六日）、〈西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（一）〉、《行政院／総類／公共事務／請願》、国史館藏、入蔵登録号：〇一四〇〇〇〇三四五A（數位典蔵号：〇一四〇〇〇〇六〇二一〇〇〇二）、〇二一〇一五頁があり、これとは別に、国民政府行政院長孔祥熙に提出した「呈一件為代表滇川黔三省辺区夷苗土司民意謁誠請纓抗戰並陳述辺民實際痛苦情形懇請改善辺区政治注重夷苗教化尽量扶助開発由（附：呈一件）」（一九三八年九月二七日）、同前一一七〜二〇頁、政府主席林森に提出した「呈一件為代表滇川黔三省辺区夷苗土司民意謁誠請纓抗戰並陳述辺民實際痛苦情形懇請改善辺区政治注重夷苗教化等情特抄送查核復由（附一件）」（一九三八年十月二二日）、前掲註9〈西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（二）〉、〇三三〜〇三七頁があり、これらの他に内政部長何鍵に提出した文面の写しが、内政部から行政院に送られた前掲註9「呈為擬西南夷族沿辺土司民衆請願代表高玉柱等呈請指示今後工作方針暨請呈院准其設立西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処並陳述夷苗困苦情形及開発辺区意見一案究應如何統籌辦理請核示祇遵由（附貳件）」（一九三八年十一月四日）の中に収録されている（同前〇八一〜〇八三頁）。本史料については、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）三九〜四〇頁、および「同（中篇）」十一〜十八頁を参照。

(22) 楊砥中「滇川黔夷苗実察記」『欧亜文化』三一、重慶：中国留法比瑞同学会、一九四〇年八月、四四〜四五頁。管見の限りでは楊砥中にとって唯一の公刊論文であるが、論文内容は、前稿までにおける楊砥中に関する議論、および本稿における前掲の関連檔案中に見える内容と基本的に重複し、「夷苗」参政要求は含まれていない。

(23) 「呈為籲請尊重西南夷苗土司民意特為援照国民参政会組織法第三条丁項規定准許高玉柱代表為国民参政会參議員促使全体夷苗貢獻所有力量裨益抗戰建國由（附履歷一件）」（一九三八年九月三十日）（奉交各夷苗代表王濟民及安慶吾等呈為請纓抗戰並懇開発辺区又

「夷苗」連帯の夢

喻杰才等呈請選拔代表為國民參政會參政員及高玉柱等呈送工作報告請示此後工作方針俾得繼續報効國家各案奉諭併交行政院函達查照由（附八件）（國民政府文官處公函渝字第二九三二號）（一九三八年十月六日）、前掲註21（西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事處（一））、〇五五〇五八頁。

- (24) 「各夷苗代表王濟民安慶吾等呈請選拔高玉柱為國民參政會參政員一節無庸置議至各該代表呈請開發辺区各節已發交主管機關核辦函達查照特陳由」（一九三八年十一月十日）、前掲註9（西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事處（二））、〇九〇頁を参照。行政院から國民政府への回答に見える、「國民參政會條例」と符合しないという判断が、具体的には「当該條例の中に夷苗が參政員を推選する規定がない」という行政院秘書長魏道明の認識に基づくものであったことについては、國民黨中央宣傳部からの問い合わせに対する魏道明による一九三八年十月二八日の回答（「為撫安慶吾等呈請改善辺区注意夷苗教化等情特抄送查核選復由」（一九三八年十月二四日）、前掲（西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事處（二））、〇三八〇四三頁）を参照。

- (25) 國民參政會史料編纂委員會編『國民參政會史料』台北：國民參政會在台歷屆參政員聯誼會、一九六二年、一〇六七頁、居伯均主編『中國選舉法規輯覽（第二輯）』台北：中央選舉委員會、一九八五年、一三九〇一四三頁、および郎裕憲ほか編『中華民國選舉史』台北：中央選舉委員會、一九八七年、一九二〇一九頁。國民參政會の歴史的位置付けについては、斎藤道彦「國民參政會と國共關係」同編『中國への多角的アプローチⅡ』東京：中央大學出版部、二〇一三年、八九〇二四二頁、孫宏雲（衛藤安奈訳）「地域代表か？職能代表か？—國民黨の選舉制度」および中村元哉「一黨支配を掘り崩す民意—立法院と國民參政會」深町英夫編『中國議會百年史—誰が誰を代表してきたのか』東京：東京大學出版部、二〇一五年、八五〇一〇三頁および一〇五〇一八八頁を参照。

- (26) 前掲註6薛月順編輯「蔣中正總統檔案・事略稿本」一九四〇年九月二三日条、無記名「中央常會決議設國民大會籌委會、國大召集日期另行決定—二屆參政會限期完成產生手續」、『中央日報（重慶）』一九四〇年九月二六日第二版、および前掲註25國民參政會史料編纂委員會編『國民參政會史料』二〇三〇二〇六頁、居伯均主編『中國選舉法規輯覽（第二輯）』一四四〇一四七頁、郎裕憲ほか編『中華民國選舉史』一九二〇一九頁。

- (27) 前掲註25國民參政會史料編纂委員會編『國民參政會史料』二〇四〇二〇六頁、および居伯均主編『中國選舉法規輯覽（第二輯）』一四四〇一四六頁。

(28) 前掲註14「滇黔川土司民衆代表楊砥中呈国民政府為請指派滇黔川康四省夷苗參政員八名」(一九四〇年十月二四日)、「国民政府文官長魏懷函国防最高委員會秘書庁為滇黔川三省土司民衆代表楊砥中呈請指派滇黔川康四省夷苗參政員八名一案請查照轉陳」(一九四〇年十月二六日)、および前掲註25「国民參政會史料編纂委員會編『国民參政會史料』六三七〜六四三頁。

(29) 孫文の建国構想については、孫文「国民政府建国大綱」(一九二四年一月三日)、「廣東省社会科学院歴史研究所ほか編『孫中山全集』九、北京・中華書局、一九八一年、一二六〜一二九頁(孫文「深町英夫編訳」『孫文革命文集』東京・岩波書店、二〇一一年、三八九〜三九五頁)を、国民大会の開催経緯については、国民大会秘書処編『国民大会実録』南京・同処、一九四六年を参照。

(30) 各種史料を精査すると、すでに高玉柱たちの第一次請願(一九三六年六月)で、陳情内容として列挙されているものに「准许夷苗民族、推選若干代表、参加国民代表大会」という項目が含まれていたこと(前掲註13高玉柱ほか「西南沿辺土司夷苗民衆代表請願意見書」および同「擬治理西南夷族鞏固国防意見書」、また同月に内政部に対して請願がなされた際に、「請参加国民代表大会(大会)」という項目が陳情内容に含まれていたこと(前掲賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」十九頁)、さらに同年八月に内政部に対して補足の請願がなされた際には、「請設法補救夷苗区域選舉法、俾產生夷苗代表、参加国民大会」と、要求の具体化がなされていたことが確認できる(前掲賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」二十頁)。

(31) 「西南辺疆土司夷苗代表高玉柱等請准產生土司夷苗代表参加国民大会」(一九四〇年五月二一日)、〈高玉柱等請准產生土司(土著)夷苗代表参加国民大会〉、《行政院／総類／中央民意代表／国民大会》国史館蔵、入蔵登録号：〇一四〇〇〇〇一一九七九A(數位典蔵号：〇一四〇〇〇三〇二一〇〇一)、四〜七頁。

(32) 前掲註26無記名「中央常会決議設国民大会籌委會、国大召集日期另行決定」、および前掲註29「国民大会秘書処編『国民大会実録』三一八頁。

(33) 前掲註6「薛月順編輯『蔣中正總統檔案・事略稿本』一九四〇年九月二三日条、前掲註26無記名「中央常会決議設国民大会籌委會、国大召集日期另行決定」。

(34) 前掲註31「西南辺疆土司夷苗代表高玉柱等請准產生土司夷苗代表参加国民大会」四頁。

(35) なお、この時期には高玉柱率いる「夷苗」請願運動の同志たち以外にも、西南中国各地の非漢民族エリートたちの中で参政要求が高まっていた。高玉柱たちと並んでこの動きを象徴する人物は石啓貴である。湖南省西部の乾州(現湘西土家族苗族自治州吉首市)

「夷苗」連帯の夢

出身の石啓貴（一八九六―一九五九年）という人物であった。苗族である彼は、一九三六年に郷里の苗族エリートたちと連名で湖南省政府に対して「湘西苗民文化経済建設方案」を提出（同年七月三日省政府委員會議決）するなど、湖北省で各種請願運動を展開した後、一九四〇年六月に行政院と国民政府に対して「湖南土著（「土著」民族代表）の名義で呈文を送り、「土額（土著定員）代表を指定して（国民）大会に参加」できるようにすることを陳情したのである（「石啓貴」呈「行政院院長孔」（一九四〇年六月二日）、「石啓貴呈国民大会代表請設土著名額由」（一九四〇年七月六日）、前掲註31（高玉柱等請准產生土司（土著）夷苗代表參加国民大会、九（十四頁）、および「民国二十九年六月二十二日給国民政府主席林森的信」（一九四〇年六月二日）（石啓貴「湘西苗族实地調査報告（増訂本）」長沙・湖南人民出版社、二〇〇二年、六二五―六二七頁）。同呈文によれば、これに先立つ一九三七年春頃の段階で、石啓貴は中央に「快郵代電」の形式で「土額代表」の国民大会参加を陳情したことがあったという（以上、石啓貴の参政要求の歴史の展開と具体的内容については、前掲註4拙稿「苗族史の近代（五）」六―二三頁を参照）。一九三六年七月頃に請願運動を開始し、一九三七年春頃に国民大会への参政要求の声をあげ、一九四〇年六月に再度の参政要求をしたという展開は、高玉柱の動向と軌を一にしている。「夷苗」請願運動が「土著民族」請願運動に影響を与えたか否かという点については、直接それを裏付ける文言は史料中に見えないが、時系列的展開と時間的前後関係からその可能性が十分に推測される。これに関連する諸問題については、本稿第十章第（2）節も参照。

(36) 以上、前掲註1拙稿「「夷苗」連帯の夢（中篇）」三二―三三頁を参照。前掲註11所引の「滇黔川三省土司民衆駐京代表楊砥中二十年十月呈」には、前引部分とは別に「各重要公文在夫子池八十三号被炸燬」という文言が見える。

(37) 前掲註7参照。

(38) 無記名「夷族女傑高玉柱病逝」『新華日報』一九四二年九月二六日第二版（前掲註2温春來「五族共和」之外」二〇二二年、九九頁註2参照）。夏恩祿口述・龍順乾整理「宣慰団」到辺疆活動情況的回憶」中国人民政治協商會議雲南省紅河哈尼族彝族自治州委員會文史資料委員會編『紅河州文史資料選輯』五、不明…同委員会、一九八五年、二九五頁には、一九四二年七月十五日から数日後に急逝したとあるが、これを旧暦による記述と理解すれば矛盾は生じない。

(39) 「龍雲電蔣中正辺疆宣慰団即行結束請飭各該地駐軍或行政長官具領前請經費就近派員宣慰賑發」（一九四三年一月二五日）、（「積極治辺（六）／一五二）、《蔣中正總統文物》／特交文電／領袖事功／國家建設、國史館藏、入藏登錄号…〇〇二〇〇〇〇二〇八八A（數

位典蔵号・〇〇二一〇九〇一〇二一〇〇〇一七一一五)。

(40) 前掲註15彭建華ほか編『納西族人物簡志』一六七頁。

(41) 無記名「西南土司代表謁蔣主席」、『中央日報(重慶)』一九四五年一月二三日第二版、および葉惠芬編輯『蔣中正總統檔案…事略稿本(五九)』台北：國史館、二〇一一年、五一—頁一九四五年一月二二日条。

(42) 「報告四年來西南邊疆工作概況並請求四項乞核示(待秘川字第三六一九〇号)」「一九四五年一月二四日」(「西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中呈軍事委員會委員長蔣中正為報告四年來西南邊疆工作概況及請求事項、(西南邊政/〇〇二)、《國民政府/內政/西南邊境政情/西南邊境政情綜目》、國史館蔵、入蔵登録号・〇〇一〇〇〇〇五〇六八A(數位典蔵号・〇〇一〇五九四〇〇—〇〇〇〇二—〇〇一)、〇〇三頁)、「待秘」川字第三六一九〇号代電(同前〇二—〇三頁)、および「批示(軍事委員會代電待秘字第二六八七七号)」(「照抄西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中致邊疆父老書」(一九四五年三月十六日)、前掲註13(黔民楊砥中擅設辦事処)、十四頁)を参照。軍事委員會委員長侍從室については、張瑞德(鬼頭今日子訳)『遠隔操縦—蔣介石の「手令(直接指令)」研究』姫田光義ほか編『日中戦争の国際共同研究(一) 中国の地域政權と日本の統治 慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、四九—六九頁、同『無声的要角—蔣介石の侍從室と戦時中国』新北：台湾商務印書館、二〇一七年、および劉維開『導読』樓文淵編『老蔣在幹啥?—從蔣介石侍從日誌解密一九四九大撤退』新北：聯經出版事業股份有限公司、二〇一九年、九—十五頁を参照。

(43) 「報告書(西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中普謁委座簡要報告說明書)」「一九四五年一月二三日」(前掲註42「西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中呈軍事委員會委員長蔣中正為報告四年來西南邊疆工作概況及請求事項」〇〇四—〇〇六頁および「照抄西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中致邊疆父老書」十三—十四頁)。原文は「西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中普謁委座簡要報告說明書」(甲)報告事項。(一)謹代表西南邊疆土司民衆向委座致最誠摯之敬礼。(二)四年來工作報告摘要。一、民國三十年、發動邊疆民衆、剿滅股匪詹少武、曾奉委座令一亨「游字第一〇八〇号代電」、嘉獎有案。二、民三十一年、奉准保送軍校、邊疆學生二百四十餘名、現猶在蓉繼續受訓。三、民三十二年、前往演繹及演越邊地、宣揚委座德意、并喚醒邊民、応効忠祖国、勿中日寇及泰國奸計(附致雲南沿邊各土司暨邊民疆衆書一件)。四、民三十二年、會調解邊民械鬪案十餘件、在各該県府均有案。五、民三十三年、在威寧石門坎創辦邊疆中學一所(附創校特刊一本)。六、民三十三年、勸止西黔各県民衆誤會、曾有專案、報請備查。七、民三十三年、暗助涼山土司安良臣、保護美空軍人員、安全出境。(乙)要求事項。(一)懇求主座、在指派國大代表二百四十名總額内、確定以二十名為西南邊疆土司夷苗代表

「夷苗」連帯の夢

- (43) (曾經呈奉國大選總統事務所「拳總字第三八九号批示、已蒙呈國府核示在案)。(二) 擬懇委座、畀以「川滇東路民衆護路指揮」名義、以便平時護路用策安全、戰時參加游擊(辦法、曾有密件呈報)。(三) 擬懇委座、指定機關或專人、与边疆人士、隨時接洽、以期边疆上達。(四) 擬懇委座、特准在陸大及政大兩校、每期保送、資歷合格之边疆人員二名、入校受訓、以宏作育。以上要求四項、是否有当、伏祈分別指令、祇遵。謹呈委員長蔣。附呈二件。西南边疆土司民衆駐京代表楊砥中呈。中華民國三十四年元月二十二日」である。
- (44) 「陳布雷」呈「一九四五年一月三〇日」(前掲註42「西南边疆土司民衆駐京代表楊砥中呈」)、「西南边疆土司民衆駐京代表楊砥中呈軍事委員會委員長蔣中正爲報告四年來西南边疆工作概況及請求事項」〇〇七〇〇八頁、前掲註42「侍秘」川字第三六一九〇号代電」および「批示(軍事委員會代電侍秘字第二六八七七号)」。
- (45) 「蔣中正電龍雲边疆宣慰團經費准統發拾萬元並飭軍政部轉飭滇局照發」、《積極治边(六)／一五二》、《蔣中正總統文物／特交文電／領袖事功／國家建設》、国史館藏、入藏登錄号・〇〇二〇〇〇〇二〇八八A(數位典藏号・〇〇二〇九〇一〇二一〇〇〇一七一—五二)、一八六頁、「昆明行營边疆宣慰團 華文放送 昭和十八年七月二七日」アジア歴史資料センター・レファレンスコードC一三〇五〇二九六六〇〇、重慶側資料第二一七号「政治」華文資料(边疆) 昭和十八年(防衛省防衛研究所)、および本紙記者「西南边疆土司代表楊砥中暢述边情」《重慶国民公報》一九四五年四月十日版面不明(国立政治大学図書館蔵、政大數位典藏「民国三八年前重要剪報資料庫」<https://contentdm.lib.nccu.edu.tw/digital/collection/38clip/id/70162/rec/3> 二〇二二年十一月二七日閲覧)。当時のタイ国(旧称シャム国)政府の大タイ主義的思想とそれに関係した対中姿勢については、前掲註15拙稿「苗族史の近代(六)」七八〜八八頁を参照。
- (46) 前掲註25居伯均主編『中国選挙法規輯覽(第二輯)』六七〜九六頁。
- (47) 前掲註29国民大会秘書処編『国民大会実録』三一八頁。
- (48) 前掲註42「侍秘」川字第三六一九〇号代電」および「批示(軍事委員會代電侍秘字第二六八七七号)」。原文は「楊砥中君鑑…一月二十日報告悉。茲分別核示如次。(一) 所謂第一項「於国民大会代表中、指定西南边疆土司夷苗代表名額」一節、查国大代表之產生、係以省【区】為主、不便變更、惟爲配選边疆人民代表起見、已令内政部研究、酌就所属省份規定名額内、運用配選矣」である。
- (49) 一九四五年四月に、貴州省苗族の張斐然・王玉璽・王建明・陸新鳳ほか、複数の「苗族青年」たちが、貴州省政府に対して「苗族民族国大代表」の選出について陳情したことを示す、以下の史料が存在する。「張斐然等擁護梁聚五爲貴州省苗族国民代表大会之

代表致貴州省長楊主席信」(一九四五年四月)、張兆和ほか編『梁聚五文集—民族・民主・政論』香港・香港科學技術大學) 華南研究中心、二〇一〇年、下冊口絵図版二には、「竊查苗夷民族之國大代表、業經西南土司民衆代表楊砥中呈請國民政府主席(蔣介石)、當即獲軍事委員會代電待秘字第二六八七七号略開、「(一) 所謂第一項、於國民大会中、指定西南边疆苗夷代表名額」節、查國大代表之產生、係以省為主、不便變更、惟為配選边疆人民代表起見、已令內政部研究、酌(就) 所屬省份規定名額内、運用配選矣。(二) (三) ……略」之批示、准予選派在案。查貴州我苗夷人民、為數三百餘方、以憲法草案之規定、每人口五十万、選推代表一名之比例選舉、我苗夷民衆、至少應獲選推代表六名、而於六名之中、我旅渝黔籍苗夷青年、願一致擁護雷山梁聚伍、威寧吳性純為代表、出任此職、代訴民情。…謹呈(貴州) 省政府(主席) 楊(森)。貴州旅渝苗夷族青年・張斐然…〔等總共三十名〕。民國三十四年四月 日」とある。なお、これとは別に、「張斐然等苗族青年擁護吳性純・梁聚五為貴州省苗族國民代表大會之代表請願書」(一九四五年)、貴州省檔案館藏、檔号不明(秦和平『基督宗教在西南民族地区的傳播史』成都・四川民族出版社、二〇〇三年、一九〇頁一頁所引) という史料の存在が知られ、両者は同一史料と見られる。当該史料については、すでに前掲註2拙稿「苗族史の近代(七)」十六頁七頁で論じ、その前提となる楊砥中が受け取った蔣介石の「代電」の存在に注目していたが、その当時は該当する史料を見出し得なかった。その後、これを見出し、改めて検討を加えることによって事実関係を明らかにしたのが、本稿での以上における議論である。なお、本史料とは別に、「旅渝滇籍苗族青年」毛臣忠ほか総計十一名の連署で雲南省政府主席龍雲に送られた参政要求の呈文(写し)が存在し(「照抄毛臣忠等原呈」、前掲註13「准雲南省咨駁黔民楊砥中以边疆土司代表名義散發致边疆父老書及毛臣忠呈請以王弘道為滇省國大代表一案呈請鑑核示遵由」(一九四五年十二月十日)、十頁)、その内容は楊砥中の受け取った蔣介石からの「快郵代電」の引用を含め、前引の貴州省苗族のものと文言が基本的に一致する。この呈文の具体的な日付は不明だが、雲南省政府が内政部にそれを添付したのが一九四五年八月とされるから、それ以前のものであることは明らかである(同前「准雲南省咨駁黔民楊砥中以边疆土司代表名義散發致边疆父老書及毛臣忠呈請以王弘道為滇省國大代表一案呈請鑑核示遵由」四頁)。これら貴州・雲南それぞれの省政府に送られた二つの呈文は、いずれも楊砥中との関係の下で、重慶在住の苗族青年たちによって起草されたものであったと理解される。これら二つの呈文については、「國民大会代表選舉總事務所主任葉楚傖呈國民政府主席蔣中正關於苗族推選國民大会代表各案檢具原件連同調回原呈一併呈請鑑察俯賜併案查核」(一九四五年十二月二十四日)、「國民政府指定國民大会代表案(一)／三〇〇、《國民政府／総類／中央民意代表／代表》、國史館藏、入蔵登録号…〇〇一〇〇〇〇〇二四八A(數位典蔵号…〇〇一〇一〇一一一四

「夷苗」連帯の夢

二一〇〇三二一〇三〇）、〇六八〇七〇七〇頁にも言及されている。

(50) 前掲註29国民大会秘書処編『国民大会実録』三一八頁。

(51) 以上については、李亦人編著『西康綜覽』重慶：正中書局、一九四一年、三頁、劉文輝「走到人民陣營的歷史道路（一九六二年）」

『走到人民陣營的歷史道路』北京：三聯書店、一九七九年、二六〇―三〇頁、今井駿「劉文輝の西康省経営と蒋介石―大後方における統一戦線の一側面」石島紀之ほか編『重慶国民政府史の研究』東京：東京大学出版会、二〇〇四年、一〇五―一二六頁、および前掲註15拙稿「苗族史の近代（六）」五二頁を参照。

(52) 趙暉「中外交渉と辺疆政争―戦後川康彝区搜救墜機美国飛行員風波」『抗日戦争研究』三、北京：近代史研究雜誌社、二〇一六年、八十八―九一頁。

(53) これに関連する凉山での現地調査については、胡慶鈞「凉山彝区社会歴史調査中的親身経歴」および王曉義「記少数民族社会歴史調査」揣振寧主編『偉大的起点―新中国民族大調査紀念文集』北京：社会科学出版社、二〇〇七年、六四―七三頁および七四―八二頁を、現四川省における当該調査プロジェクトそのものと、本口述が収録された史料を含む関連出版物の編纂・出版に関する諸問題については、松岡正子「四川における一九五〇―六〇年代の民族研究（一）」および「同前（二）」李紹明が語る「中国少数民族問題五種叢書」と政治民族学』愛知大学国際問題研究所紀要』一三七および一三九、名古屋：同大学、二〇一一年および二〇一二年、九七―一五頁および二二五―二四三頁を参照。

(54) 中国科学院民族研究所四川少数民族社会歴史調査組編『沙馬土司簡史及其統治地区的社会經濟概況』涼山西昌彝族地区土司歴史及土司統治区社会概況（資料匯編）北京：同調査組、一九六三年、十一頁（節略・加工されたものが、四川省編輯組編『四川彝族歴史調査資料・檔案資料選編』成都：四川省社会科学出版社、一九八七年、二三頁に収録されている）。原文は「一九四二年、貴州楊繼忠（楊砥中）土司帶（沙馬土司）安登文去重慶拜見過蒋介石和于佑任（于右任）。安登文在重慶大為吹嘘凉山的情况、並宣称組織大小凉山彝胞上前線攻打日本、甚得蒋介石贊賞、臨走時發給六三〇套軍服、三箱銀子、命其在凉山成立軍隊。安登文回來後在（雲南）黃坪組織過軍隊敲榨勒索压迫人民、但并未上前線」である。

(55) 四川省檔案館藏《民国四川省民政庁檔案卷宗》、第五四一八三六五（九）卷の檔案には、「一九四二年一月又有凉山沙馬宣撫司安□（登文？）等聯名呈請中央開發凉山以支持抗戰、函称……凉山位居川康滇邊区、地広物豊……、自中国建設協進會派委員帥子馨・譚自

新、二君不辭艱險來涼……。〔安〕登文、爰於本（一九四二？）年三月、率土目及頭人等赴渝、恭謁監察院長兼中國边疆建設協進會會長于鶴烈（于右任）……、復謁毛副會長慶祥」とあるとされ（陳征平『近代西南边疆民族地区内地化進程研究』北京・人民出版社、二〇一六年、四一二～四一三頁所引）、無記名「沙馬夷民代表來渝報告辺情」、『中央日報（重慶）』一九四二年二月二日第三版には、「中國边疆建設協會、……去年八月、派有研究委員帥子馨等、前往川康滇交界辺区沙馬一帶考察、歷時半年、日前偕該区夷民代表聶覺啊格（漢名陳廷富）來渝、晉謁中樞當局、報告辺情近況。聞聶覺啊格、係沙馬土司安登文之土目」とある。

- (56) 前掲註54中国科学院民族研究所四川少数民族社会歴史調査組編「沙馬土司簡史及其統治地区的社会経済概況」一・三・九・十四頁には、「瓦崗原属涼山四大土司之一——沙馬土司統治的地区、……沙馬土司及其官百姓（格節）の祖先原居住於貴州威寧和雲南昭通一帶。明末清初、吳三桂帶兵進剿雲南彝民、当地彝人分作三路紛紛逃進涼山、謀求生路、……滿清皇帝為了「以彝治彝」、便分封沙馬家為「沙馬都督府」（即土司）、……沙馬土司与雷坡楊土司為親家關係、安登俊的女人楊録秀是雷坡楊土司之女。……沙馬土司為涼山四大土司之一、拋伝説沙馬土司原在烏撒（今貴州威寧）受封（朝代不詳）、在貴州居住十一代、清朝初年、……統率涼山。清康熙年間加封為「威鎮涼山都督府沙馬宣慰司」……。沙馬土司の祖先原住於貴州畢節、元朝時封為諸侯、明朝封為貴州鎮雄蠻鄉府土司（叫水西土司）、當時貴州辺境有三大土司、除安家外、還有威寧楊昌府和昭通烏蒙府兩大土司。明朝末年、……安崗（安学成前十六代祖先）被封為元帥、領兵百万与吳三桂打仗、……安崗被打敗、退守雲南、……連統打仗九年、最後安崗戰死、安氏家族紛紛逃亡。安崗有三子、第二個兒子（阿之立莫之、漢名失伝）和第三個兒子（彝那叫阿之立咂之）逃亡貴州（現在（一九五六年）……在西南民族学院工作的安逸夫是阿之立咂之的後代）。安崗の長子（彝名叫阿之立咂之、漢名叫安獲節）當時帶領家族和百姓百餘人逃進涼山、入贅於涼山的沙馬家。……入贅後、安家改姓沙馬、繼承沙馬家的官爵和産業。清康熙四十九年、滿清皇朝封沙馬家為「沙馬宣撫司」とある。安登俊と安登文が兄と弟であったこと、土司の地位は安登文が先に世襲し、その死後に安登俊が繼承したことについては、同前十頁および姜先杰「涼山土司研究」北京・光明日報出版社、二〇一三年、七〇一～七〇三頁・七一四頁を参照。「沙馬土司」安氏については、馬林英「涼山沙馬宣撫司興衰歷程及分支現狀論述」『西南民族大学学报（人文社会科学版）』七、成都・同大学、二〇一八年、三四～三九頁を参照。なお、上文にあるように安登俊は「雷坡楊土司之女」を妻としているが、雷坡楊氏について、楊砥中は自身の父親楊懷遠の五代前の楊天釗について「後に雲南昭通・彝良県などの地に暮らし、後に涼山に入り、雷波（坡）などの地の彝族の楊氏となった（天釗後居雲南昭通、彝良等県地、後入涼山為雷波等地彝族楊氏）」と自ら説明している（楊砥中『有関涼山彝族歴史的幾個問題』成

「夷苗」連帯の夢

都：西南民族学院、一九五七年、五頁。この雷坡楊氏の土司家系後裔が楊代蒂（女）であり、一九四七年に嶺光電の妻となっている（爾布什哈「回憶父親嶺光電」前掲註19「嶺光電文集」下冊四九八頁参照。楊代蒂については前掲姜先杰「涼山土司研究」六八二～六八三頁を参照）。つまり、この沙馬土司安登文の陳情から数年後には、さらに楊砥中は同族の楊代蒂を介し、嶺光電とも遠縁の姻戚関係で結ばれることになるのである。楊砥中と涼山との所縁は、血縁・姻戚関係にある各地有力土司家系後裔との個人的関係を通じ、相対に深いものであったと理解しなくてはならない。本稿後篇で論じる予定の一九五〇年における楊砥中の涼山入りと西昌戦役への関与は、この点からも説明されるべきである。

(57) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）十三～十八頁。

(58) 「呈為擬發起組織西南辺疆民族文化經濟協進會懇祈鑑核備案准予發給許可証並請派員工作由（附呈：組織簡章草案一份、發起人簡明履歷表一份）」（一九三八年十二月一日）、〈雲南高玉柱等組織西南辺疆民族文化經濟協進會案〉、《国民党中央》社会部檔案、中国第二歴史檔案館蔵、檔号：十一（二）—二〇四二、二—二六頁（一部分は中国第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編 五一—二・文化（二）』南京：江蘇古籍出版社、一九九八年、三三一～三三五頁に「高玉柱等呈報發起組織西南辺疆民族文化經濟協進會及社会部胡星伯簽呈」と改題して収録）。本史料については、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（中篇）三七頁註11を参照。

(59) 前掲註21各史料を参照。

(60) 前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」「土司夫人戴瓊英」には、「重慶下半城望龍門」「股東」「總經理代理」とある。一方、姜建清主編『近代中国銀行業機構人名大辞典』上海：上海古籍出版社、二〇一四年、一四七頁「和豊銀行」（前掲註2温春來「五族共和」之外）二〇一八年、二五七頁註145参照）には「總經理」とある。さらに当時これに言及した檔案としては、重慶衛戍総司令部から行政院への一九四六年二月の報告があり、「楊砥中現於合豊銀行充任總經理」という文言が見える（重慶衛戍総司令部丑（皓）震簡字第〇三八六号代電）（一九四六年二月二日）、前掲註13「黔民楊砥中擅設辦事処」、三三頁）。

(61) 前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」「土司夫人戴瓊英」はそれが抗戦勝利（一九四五年八月）前であることを示唆するのみだが、前掲註60姜建清主編『近代中国銀行業機構人名大辞典』一四七頁「和豊銀行」がそれを「一九四四年十月」と明記している。一方で、朱玉芳「光華之子——我的父親朱煥章」昆明：雲南民族出版社、二〇〇六年、五六頁はそれを抗戦勝利後としており、一致しない。遅くとも一九四六年二月以前の開業であることは、前掲註60「重慶衛戍総司令部丑（皓）震簡代電」から明らかである。

(62) 前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」、『土司夫人戴瓊英』参照。

(63) 龍繩祖については昭通市民族宗教事務局編『昭通少数民族志』雲南民族出版社、二〇〇六年、三五七―三五八頁「龍繩祖」、隴生文については前前書三五四―三五五頁「隴生文」および龍瓏芝（談）『民国少将、暫編二四師師長隴生文家族成員訪談録』吳喜編著『民国時期雲南彝族上層家族口述史』北京・社会科学文献出版社、二〇一四年、三一四―三二〇頁を参照。前掲註60姜建清主編『近代中国銀行業機構人名大辞典』一四七頁は、「和豊銀行：一九四七年十月六日開業、行址設在雲南、最後資本額金圓券十五萬元、董事長龍繩祖、總經理高直卿、一九四九年十二月結束」という項目を設け、「和豊銀行：一九四四年十月成立、行址設在四川重慶、資本一十萬元、總經理楊砥中」とは区別している。両銀行の関係については不明であるが、楊砥中夫人からの伝聞を採録した前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」、『土司夫人戴瓊英』の記述を採用するなら、両者は関連を持つ銀行である可能性が考えられる。

(64) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）二六―二七頁、および「同前（前篇再続）」十三―十四頁。

(65) 楊砥中の妻が雲南彝良県梭戛（梭嘎、現雲南省昭通市彝良県龍街苗族彝族鄉梭嘎村・拖姑梅村）の彝族土目、芒部隴氏野登支の隴維松の次女隴体智であったことについては、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）十六―十七頁を参照。当時楊砥中が繰り返し昭通を訪れていたことについては、楊忠徳「西南边疆私立石門坎初級中学的創辦及其教学活動」中国政治協商會議貴州省威寧彝族回族苗族自治県委員会第二屆文史資料研究委員会編『威寧文史資料』三、威寧・同委員会、一九八八年、一三一頁を参照。

(66) 楊砥中故地（且蘭楊氏土目衙門所在地）の貴州省畢節市大方県八堡彝族苗族郷中箐村（前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）」十三―十四頁参照）での筆者による聞き取り調査（二〇一三年五月）によれば、かつて当地村民二人が、楊砥中との関係で重慶の和豊銀行に働きに出っていたとのことであった。

(67) 「公司登記卡片：西南边疆企業股份有限公司」（一九四七年六月九日）、〈公司登記卡片：重慶（十一）〉、〈資源委員会／資源委員会及国内附屬機構／業務／工廠管制〉、国史館蔵、入蔵登録号：〇〇三〇〇〇二二四六〇A（数位典蔵号：〇〇三―一〇三〇四―〇三二二）には、「登記日期：三六年六月九日、……名称：西南边疆企業股份有限公司、所在地：重慶林森路七三号、主要業務：以經營出口貿易（以錫・銅・油・生絲・藥材・茶葉為主）及進口貿易（以五金建築材料・機器・工具・西藥・教育用品等為主）等為業務、資本総額：五十萬元、……主要負責人：（姓名）楊砥中、（職務）董事、（住所）渝林森路七三号」とある。

(68) そして、この過程で重慶において満人官僚後裔（現滿族）の戴瓊英と出会い、新たな家庭を築く。関係者によれば、戴瓊英は私立

「夷苗」連帯の夢

光華大学の「銀行系」(学科)を卒業後に和豊銀行の「会計」(経理係)として雇われていたという(前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」
「土司夫人戴瓊英」)。

(69) 王建明「現在西南苗族最高文化区—石門坎の紹介」『康藏前鋒』四—三、南京・康藏前鋒社、一九三六年、一三三—一三五頁。

(70) 以上については、前掲註65楊忠徳「西南辺疆私立石門坎初級中学の創辦及其教學活動」一二九—一三八頁、張坦「窄門」前的石門坎・昆明・雲南教育出版社、一九九二年、石茂明「基督教徒循道公会在石門坎傳播的社会分析—近代西方宗教勢力对華「文化侵略」的反思」『貴州民族学院学报(哲学社会科学版)』三、貴陽・同学院、二〇〇〇年、二一—二六頁、前掲註49秦和平「基督教在西南民族地区的傳播史」、東夏ほか主編『貴州石門坎』北京・中国文史出版社、二〇〇六年、沈紅「石門坎文化百年興衰—中国西南一個山村的現代性経歴」瀋陽・万卷出版公司、二〇〇六年、沈紅「結構与主体—激蕩的文化社区石門坎」北京・社会科学文献出版社、二〇〇七年、張慧真「教育与族群認同—貴州石門坎苗族個案研究(一九〇〇—一九四九)」北京・民族出版社、二〇〇九年、羅鋒「烏蒙山区苗族社会非典型現代化運動」昆明・雲南民族出版社、二〇一四年、王乃雯「基督教信仰与「国家」的遭逢—以川黔滇交境「苗族」為例」『漢学研究通訊』三三一—二、台北・漢学研究會、二〇一四年、八—十八頁、黄宣衛ほか主編『国家、族群与基督教—西部苗族調查報告』台北・唐山出版社、二〇一六年、馬玉華「区域文化与社会變遷—威寧・石門坎・苗族」合肥・合肥工業大学出版社、二〇一六年、汪牧耘「中国・石門坎の觀光資源化—異なるアクターが見出す価値のせめぎ合い」東京・法政大学修士論文、二〇一八年、汪牧耘「中国・石門坎の觀光資源化—政府と諸アクターの相互作用に着目して」『白山人類学』二二、東京・白山人類学研究會、二〇一九年、一三一—一五一頁、黄淑莉「苗族、基督教与現代性—石門坎的民族学研究」『歴史人類学』十七—一、香港・香港科技大學華南研究中心、二〇一九年、六七—一二二頁を参照。三省境界地域におけるキリスト教伝道史と石門坎を含む非漢民族社会へのその影響については、楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略」(貴州省民族研究所編『民族研究參考資料』(十四)、貴陽・同研究所、一九七九年、楊漢先「基督教循道公会在威寧苗族地区传教始末」中国民族政治協商會議貴州省委員会文史資料研究委員會編『貴州文史資料選輯』七、貴陽・貴州人民出版社、一九八三年、九六—一〇四頁、前掲註15拙稿「苗族史の近代(二)」五九—七十頁、前掲註2拙稿「同前(七)」および「近代「苗夷」精英的自我認同」、福本勝清「中国内地会の雲南伝道戦略」氣質澤保規編『雲南の歴史と文化とその風土』東京・勉誠出版、二〇一七年、一九九—二〇四頁、胡其瑞「中国西南苗族基督教与国家(一九〇〇—一九六〇)」新北京・台湾基督教文藝出版社有限公司、二〇二二年を参照。

(71) 前掲註61朱玉芳『光華之子』。石門坎の教会学校が輩出した苗族エリート全般については、陶紹虎編『從石門坎走出来的苗族先輩們』昆明・雲南民族出版社、二〇〇七年を参照。

(72) 《威寧苗族百年実録》編委会編『威寧苗族百年実録』威寧・同編委会、二〇〇六年、三〇四～三〇五頁、および前掲註70馬玉華『區域文化与社会変遷』三三四～三三七頁。

(73) 前掲註70諸研究。

(74) 唯一の例外は、石門坎苗族の当事者の一人である楊漢先が、往時の石門坎を回顧する中で以下のように楊砥中についてやや詳しく言及し、それを歴史的に評価した以下の内容である。「抗日戦争前夕、雲南少数民族大土司高玉柱・喻杰才、打著『西南夷苗土司民衆代表』的招牌、投靠国民党蒋介石、取得蒋介石的歡心、給予一定的爵祿。我省畢節県有個土司楊砥中、見此情景心也紅了、於是抗日戦争開始後当了高・喻二人的隨員参加活動。不久、高玉柱・喻杰才相繼死去。楊砥中看到晋升之階時機已到、於是扛起高・喻二人打過的爛招牌、奔向国民党反動政府去朝見主子、從此楊砥中便掛上了『西南夷苗土司民衆代表』的招牌。此人〔楊砥中〕野心不小、眼見頂上一頂桂冠、又獲得了爵祿、但頗不滿意、還想高升一步、於是把家中多年剝削人民所得資財、變為貨幣、在重慶開辦和豐銀行、自任經理。為了招降納叛、籠絡爪牙、擴大勢力、導向天開的各処尋找政治投資、結果石門坎教会被所發現、這是楊砥中最理想的投資場所。從此楊砥中和石門坎教会密接往來、……從此楊砥中便打入石門坎教会、石門坎中学便美其名曰『西南边疆民族中学』（前掲註70楊漢先『基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略』二八～二九頁）。当事者は、楊砥中が高玉柱の繼承者となったという「夷苗」請願運動の基本的経緯を、当時の現状認識を踏まえてきわめて正しく理解していたのである。しかし、それを指摘しながらも、石門坎への中学校設立を楊砥中の野心実現のためと評価するのは、本稿でのここまでの議論から明らかのように、あまりに一面的に過ぎる。楊砥中はずでこれ以前に、重慶を舞台として高玉柱と共に「夷苗」請願運動を展開し、辺境の教化を含め、様々な陳情と実践を繰り返していた。しかも、本稿において以下で明らかにするように、少なくともその影響については、石門坎という一点にとどまるものではなかったからである。

(75) こうした研究上の問題点は、三省境界地帯の非漢民族社会の近代史研究の先駆である潘先林『民国雲南彝族統治集团研究』昆明・雲南大学出版社、一九九九年が、彝族という枠組みに縛られて、彝族エリートと密接な関係を有しつつ同時期に急速な社会上昇を実現した苗族エリートの存在を視野から漏らしてしまっていることにまでさかのぼって認められる。昨今になり、ようやく両者の関係

「夷苗」連帯の夢

を視野に入れた近代彝族史研究（前掲註2 温春来「五族共和」之外）や近代苗族史研究（前掲註70 胡其瑞『中国西南苗族基督教与国家』）が現れ始めているが、結局は前提として特定民族への関心があり、事前に枠組みが設定されているので、議論される内容にも自ずと限界が現れる結果となっている。

(76) 前掲註65 楊忠徳「西南辺疆私立石門坎初級中學的創辦及其教學活動」一三二～一三三頁、および前掲註61 朱玉芳「光華之子」五三～五六頁・二二四頁、および朱煥章「自述（一九五二年七月十二日）」同前書三三〇～三三三頁「附録二」。なお、楊忠徳「西南辺疆私立石門坎初級中學的創辦及其教學活動」と朱玉芳「光華之子」によれば、開校後数年は楊砥中が不定期に石門坎を訪れて視察、講話をし、彝族の董事たちとともに経費を供出したが、一九四五年八月の終戦後になると、楊砥中が重慶で銀行経営（前述）を始めて資金が必要になったという理由で、次第に経費の供出を渋るようになり、学校経営は行き詰まったことである。

(77) 前掲註70 楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一帶苗族地区史略」二九頁。原文は「教会対楊的接待与洋人同等、是貴賓的待遇。循道公会竟然把昭通洋人的住室長期給楊住下」である。

(78) 隴体芳については、隴承弼「隴体芳先生事略」『烏蒙彝族文化』十二、昭通・昭通市彝学学会、二〇一四年、八七～九八頁、昭通市地方志辦公室編纂『昭通人物志』昆明・雲南人民出版社、二〇一九年、三二六～三二七頁「隴体芳」を参照。梭戛土目隴氏については、韓忠ほか整理「彝良梭戛郷彝族社会歴史調査」中国科学院民族研究所雲南民族調査組ほか編『雲南彝族社会歴史調査（彝族調査材料之一）』不明・同調査組ほか、一九六三年、一五〇～一六三頁、隴承弼ほか編著『芒部野登隴氏考』不明・編者自刊、二〇〇九年、および隴賢君「彝族芒部源流史」昆明・雲南人民出版社、二〇一七年を参照。

(79) 前掲註65 参照。

(80) 「隴維垣碑文」前掲註78 隴承弼ほか編著『芒部野登隴氏考』二八頁を碑文によって補正（二〇一六年九月筆者現地調査）。原文は「皇清庇贈儒林郎隴公諱維垣老大人之墓。男体芳・胞姪体要全立。光緒三十三年七月十九日。吾胞弟維垣、字樹藩。生於光緒癸未年三月三十日酉時、卒於丙午年六月初十日申時、享年二十四歲。娶貴州畢節鼎大屯土司余公雨生之女為室、生子体群、幼孀。族議以胞姪体芳立繼、承其禮祀。吾弟自幼智慧、同歲失怙、三歲失恃、孤弱可憫。其一生処家受苦、情狀不忍為之細述也。年甫七歲、經書誦畢、十有二歲、負笈遊學、歷年在外、歲暮歸家一次。独自勤學、無須勸勉。每誦詩至蓼莪諸篇、廢書痛哭、悲父母之早歿不得終養。……至十有五歲、初進文場、屢刻前茅。試官評以氣清筆暢、前程遠大為。国朝變法、停科筭棄八股、而博採東西洋新學。弟力圖上進、於

丙午春負笈東遊日本、不幸行至鄂省宜昌府、因染暑症、卒於宜昌之高陞棧內。同友殯殮、在彼、郵函報即、着人搬柩回籍、安厝於拖姑妻(梅)。予今修其墓、応情人代作碑序。予不拘俗例、按其実跡、而自為之序焉。藍翎遊府銜補用副府現署理鎮雄營左軍守府胞兄維邦立。州附貢胞兄維松序書」である。当該史料を含め、校夏隴氏を主題とした考察は、機会を改めて試みたい。

- (81) 前掲註78昭通市地方志辦公室編纂『昭通人物志』三二六～三二七頁「隴体芳」を参照。隴体芳が卒業した小学校が石門坎光華小学であるか否かは不明。隴体芳の大学進学については、「捭説、校夏大地主(彝良県、姓隴)培養他的兒子隴体方到浙江大学讀書、是通過洋人(宣教師)幫助匯錢去的」とされ(前掲註70楊漢先『基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略』一二二頁)、教会からの資金援助によるものであった可能性がある。

- (82) R. Elliott Kendall ed. *Eyes of the Earth: The Diary of Samuel Pallard*, London: The Corgate Press, 1954, pp. 94-95, 102, 160 (中文訳書の柏格理ほか著・東人達ほか訳注『在未知的中国』昆明：雲南民族出版社、二〇〇二年を参照)。「三兄弟」とは、この時期に隴維垣は留学・逝去前であるから、隴維邦・隴維松(隴体芳父)・隴維垣三兄弟を指すものであろう。「科拳の学位を得ている」という人物は、「武拳」を受験したとされる隴維邦であらう。「彼(校夏の大領主)の息子」とは、経歴・年齢から見ると、校夏隴氏の中で隴体要の他には考えられないから、その父親である「校夏の大領主」は隴維松と見られる。その場合、「彼の」娘」は年齢から見ると、隴維松の長女の隴体慧、もしくは次女の隴体智とならう。もし隴体智であれば、それは楊砥中の妻であるから、楊砥中の石門坎への関与は、隴体芳のみならず、妻の隴体智の所縁によるものでもあったことになる。校夏土目隴氏については、前掲註78諸文献を参照。
- (83) 以上の議論に関連して言及すべきものとして、当時の各地彝族土司家系後裔たちの学校設立と教育実践に対する熱意という問題があるが、紙幅の都合により省略し、別の論考で機会を改めて論じたい。

- (84) 前掲註70楊漢先『基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略』二二頁。
- (85) 同前十七・二五頁。

- (86) 馬毅・顧頡剛(提)「建議訂正上古歷史漢族驅逐苗族居住黃河流域之伝説以掃除國族團結之障礙案(一九四一年六月、教育部边疆教育委員會第二屆第一次全体會議)」、(蒙藏司(改提)「建議訂正歷史上有關障礙國族團結之伝説案(一九四一年七月、教育部史地教育委員會第二次全体會議)」、教育部編『教育部史地教育委員會概況』二、重慶：同部、一九四一年、一四八～一四九(十五～十七)頁。原文は「某省某区(密)曾有大規模苗族復興運動、主其事者皆為國內外專科以上學校之學生(名密)強調民族五千年前為中國主人翁、

「夷苗」連帯の夢

居住黃河流域、被漢族所驅逐、遂致式微、故宣伝一律使用苗語、苗文、讀苗書（実并無文字）、穿苗族服装、禁止与漢族通婚、并分遣代表至各省宣伝、以期恢復故土復興苗族」である。本史料およびその関連史料をめぐる議論と、ここでいう「某省某区（密）」が貴州石門坎であるという考証については、前掲註15拙稿「苗族史の近代（上）」五九〇―七六頁を参照。

(87) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）一三二―一四頁。

(88) 報告に見られる内容の中で論じ残したものに、報告の筆頭項目に置かれた、楊砥中の郷里での治安維持の実績に関する記述がある。「匪賊の詹少武」は、先に紅軍殘党の「土匪」ないし「緑林」に対する鎮圧問題を論じた際、史料において彼らの頭目として現れた「詹紹武」その人（前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再続）七―九頁、三七―三八頁）であることは間違いない。詹紹武については不明な点が多いが、地方志の人物伝によれば、四川省瀘県（現瀘州市）の農家庭出身の人物で、一九三五年秋から阮俊臣（三省境界地域を活動域とした武装勢力の頭目、同前拙稿参照）に随い、その武装勢力が紅軍によって再編された「抗日救国軍第三支隊」に参加して、雲南省鎮雄県母享・黒樹一带を根拠地として游撃活動を展開するなどした後、一九四〇年九月に母享游撃隊の司令員となり、以後、三省境界地域を転戦し、同年十二月初めに游撃隊の第二・三・四大隊を率いて鎮雄・畢節境界地域の黒樹・魚洞・水箐口一带に潜伏していたところ、同月中旬に萑蒲田で畢節保安団の第二・四団に襲撃され、母享の劉家山へ脱出したものの、翌一九四一年一月中旬、游撃隊第四大隊大隊長王伯川の裏切りにより、詹紹武は母享の鍋圈岩で捕えられ、連行後、鎮雄県城で処刑されたという（前掲註78昭通市地方志辦公室編「昭通人物志」三六九―三七〇頁「詹紹武」参照）。その捕縛と勢力の殲滅について、三省境界地域の史料中に楊砥中の名前は全く見えない。また、一九三〇年代後半に三省境界地域を混乱に陥れ、楊砥中と対立した「土匪」ないし「緑林」の詹紹武・黄華先・阮俊臣・趙文海が、一九四一年一月から同年十月にかけて相次いで捕縛、処刑され、各地の「游撃隊」が一掃されたことは、中共鎮雄県党史研究室編「中国共产党鎮雄県歴史（一九三〇―一九五〇・四）」昆明・雲南省新聞出版局、二〇一三年、一五四―一五六頁を参照（同書に「黄華福」と記される人物が「黄華先」の誤植であることは、鎮雄県志辦公室編「鎮雄人物志」鎮雄・同辦公室、一九九〇年、九八―一〇〇頁「黄華先」を参照）。ただしこの事実に関する種々の関連記事においても、楊砥中の名前は一切言及されない。楊砥中が蔣介石への報告においてこれを自らの実績としたことの当否については、とりあえず不明としておく他はない。

(89) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（中篇）二二―三十頁。

(90) 前掲註2拙稿「同前(七)」および「近代「苗夷」精英的自我認同」ですでに論じたところである。

【図版出典】写真1・前掲註5「西南土司代表普謁蔣委員長」、写真2・前掲註10「推定書」(筆者撮影)(二〇一六年十二月)、写真3・筆者撮影(二〇〇九年九月)、写真4・前掲註41「西南土司代表謁蔣主席」、写真5・前掲註43「報告書(西南辺疆土司民衆駐京代表楊砥中普謁委座簡要報告説明書)」(国史館提供)、写真6・前掲註49張兆和ほか編『梁聚五文集』下冊口絵図版二、写真7左・雲南省昭通市龍氏家祠展示室写真パネル(筆者撮影)(二〇一六年九月)、写真7右・前掲註78昭通市地方志辦公室編『昭通人物志』二七八頁「隴生文」挿図、写真8・9・W. H. Hudspeth, *Stone Gateway and the Flowering Miao*, London: The Corgate Press, 1937 口絵図版・六十頁挿図、写真10・前掲註70張坦『窄門』前的石門坎」口絵図版、写真11・前掲註61朱玉芳「光華之子」二十頁挿図、写真12・14・15・筆者撮影(二〇一六年九月)、写真13・前掲註78隴承弼ほか編著『芒部野登隴氏考』口絵図版。

【謝辞】本稿は、平成二七〜二九年度日本学術振興会科学研究費・基盤研究(C)「中国共産党と多民族史論」(研究代表者・吉開将人、研究課題番号・一五K〇二八八六)、および平成三〇〜令和二年度日本学術振興会科学研究費・基盤研究(B)「一九四九年前後の西南中国民族エリート覚醒と帰趨に関する史料批判主義的再検討」(研究代表者・吉開将人、研究課題番号・一八H〇〇七一八)による研究成果の一部である。内容の一部は、口頭報告「西南民族運動の先駆―民国女傑高玉柱伝」(北海道大学東洋史談話会第二五三回談話会、二〇一〇年十二月八日)、および「近代「苗夷」精英的自我認同―「古苗疆走廊」在国族建構中的転型」(「一带一路」視野下的中国西南文化走廊專題研討会(貴州大学)、二〇一七年四月二九日)で発表し、参会者から有益な意見を賜った。史料調査に際しては、国史館、中国国民党文化伝播委員会党史館、中央研究院傅斯年圖書館、国立台湾大学圖書館(以上、台北市)、および中国国家図書館(北京市)に便宜をはかっていただいた。中国国内各地での聞き取り調査に際しては、現地でも偶然出会った地元諸氏から、多大な援助を賜った。以上、感謝の意を表したい。

【追記】前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇再続)六五〜六六頁の【前篇続】訂誤一覽(4)では、近年の地方志に現れた楊砥中の

「夷苗」連帯の夢

伝記記事として、前掲註2中共畢節市七星関区委党史研究室ほか編『七星関区史志人物選』の内容を紹介した。その後、さらに同前畢節市地方志編纂委員会編『畢節地区通志(十)』にも、以下の記事が収録されていることに気付いたので、ここに紹介しておく。

楊砥中(一九〇八—一九六五)、清末畢節林口人、彝族、出身於土司家庭。一九三五年、任畢節保安大隊長、与中共貴州省工委交通員徐健生結識。一九三八年初、国民党畢節当局召開會議決定逮捕徐健生、楊砥中散会后騎馬急馳三十餘里趕到田壩橋告知徐健生、并提供方便、使徐健生得以逃脫。這一年、国民政府修築川滇公路、国民党畢節專員公署負責赤水河至威寧團、時築路民工發生疾病、造成民工時有死亡。楊砥中於是出資在工地設置診所、免費為民工治療。一九四〇年、土匪搶劫、火燒林口街、被害街民生活無着、楊砥中開倉濟糧、為其佃戶無償提供木料重建房屋。冬、給貧民發布匹·衣服、使貧民渡過寒冷的冬天。一九四二年、楊砥中与族人楊維宇、内親隴体芳等人籌資創辦威寧石門坎民族中学、任董事長。一九四四年、中共中央委派徐特立赴貴州檢查指導貴陽八路軍辦事処工作、住在楊砥中的貴陽公館、出入安全得其保護、并安全離開貴陽。後來、楊砥中辞去畢節縣保安大隊職務、在雲南·四川·西康等地從事提高西南彝·苗族社会地位的活動、与高玉柱·喻杰才被推為西南邊疆民族代表团代表、赴南京向国民政府請願、為代表团駐南京辦事処代表。其間、為川·滇·黔·康少數民族學生赴京考学和就讀提供諸多方便、同時對就讀於国立辺疆學校的少数民族學生給予經濟支持。一九四七年、被推選為少数民族國大代表、常活動於川·滇·黔·康少數民族地区、為爭取少数民族的平等待遇、促進民族地区經濟社会文化發展作出貢獻。新中国成立後、楊砥中被安排到西南軍政委員會民族事務委員會工作。一九五四年調西南民族学院從事彝族歷史研究。一九五七年、因楊砥中曾在一九四〇年十月在重慶接受蔣介石召見、被蔣授予川滇黔辺区会剿紅軍游擊隊的「剿匪司令」、被定為反革命。一九五八年被逮捕判刑。一九六五年病故於獄中。一九八〇年、經畢節地区中級人民法院復查、裁定無罪。一九八一年、中共西南民族学院委員會恢復楊砥中愛國民主人士的榮譽。

両記事の内容を比較すると、これが前者の文中表現の不一致を修正し、冗長な文章を削るなど、文章を整える工夫を経て仕上げられたものであることは明らかであるが、後者には前者に見えない若干の情報が盛り込まれていることも見逃せない。これらの地方志への収録・公刊は、楊砥中の事績に対する地元での再評価を意味しており、喜ばしいことである。しかしながら、今回本稿で扱った時期と関連する内容について見ても、欠落している情報が多く認められる。今後の続篇で議論する予定の内容についても、同様な状

況がある。訛伝を正し、削られたものを補い、中国近現代史の中に位置付けることによって、歴史学の成果として楊砥中の伝記を完
成させ、さらに進んで中国近現代史に新たな問題提起を試みることは、なおも本稿に課された役割である。

